

魔女裁判と三様の当事者——アルザス都市と被告—— 裁判官——上位権力——

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牟田, 和男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000100

論文

魔女裁判と三様の当事者

—— アルザス都市と被告－裁判官－上位権力 ——

牟田和男

- 1 はじめに
- 2 テュルクハイム
 - 2.1 帝国都市テュルクハイム
 - 2.2 16世紀の迫害
 - 2.3 1628年の迫害
 - 2.4 自白の特徴
 - 2.5 宗教的締め付け
 - 2.6 財産没収をめぐる確執
 - 2.7 民間の魔女中傷
 - 2.8 小括
- 3 カイザースベルク
 - 3.1 都市カイザースベルク
 - 3.2 ザロメ・ゲーブヴァイラーの裁判
 - 3.3 風評の評価
 - 3.4 自白の真実性
 - 3.5 政治権力と魔女裁判
 - 3.6 魔女裁判の終焉
 - 3.7 迫害の理論と迫害の意志
- 4 ミュンスター
 - 4.1 ミュンスター溪谷
 - 4.2 16世紀の迫害
 - 4.3 不思議な鳥
 - 4.4 17世紀の迫害
 - 4.5 子供裁判
 - 4.6 魔女迫害の終息
 - 4.7 小括
- 5 国家形成と帝国都市
 - 5.1 帝国小代官府
 - 5.2 権力の対抗関係と魔女裁判
 - 5.3 帝国小代官府およびホーエンランツベルク領における魔女迫害
 - 5.4 ラザルス・フォン・シュヴェンディ
- 6 おわりに

1. はじめに

本稿はアルザス十都市同盟加盟のカイザースベルク、テュルクハイム、ミュンスターという3つの帝国都市の魔女迫害を対象とする。この3都市は十都市同盟の中でも揃って小規模であり、またいずれも帝国小代官府に忠誠を誓い、かつ互いに緊密な連絡を取り合っていたことから、合わせて考察することが適当だと考えられる。本稿の視座の根幹にあるのは現場の司法当局者の目に映った魔女事件の様相である。史料群の中心をなす自白調書はまさに彼らの視点で書かれていると言っていい。しかしこれに名誉毀損訴訟での証言、参事会議事録に記載された住民の訴え、書簡を組み合わせて補完していくと、司法当局者の視点そのものが客体化されてきて、彼らの目に映った住民の観念との相対的な距離感が掴めてくるであろう。一見紋切り型に見える自白調書も拷問前と拷問後の供述の違いに注意することで、司法官が何を重要視していたかが明らかになってくる。

順序としてまずは各都市の迫害状況を概ね時系列的に紹介しながら、その際それぞれの特徴をよく示していると思われる事例をやや重点的に取り上げる。その際単に政治や権力関係の側面だけに止めるのではなく、各都市における魔術や魔女観念の検討にまで立ち入りたい。最後に帝国小代官府と16-17世紀の権力枠組を創出したラザルス・フォン・シュヴェンディを魔女迫害との関連で考察する。3都市の魔女迫害の様相はそれぞれに独自性があり、一様に括ることはできない。それでもこの3都市は帝国の名代たる小代官府の統括を受けていた限り、その迫害は小代官府との緊張関係という共通の問題に貫かれ、共通する権力枠組みの中で動いている。そしてシュヴェンディは近世における国家形成と魔女迫害との関連を象徴的に示す存在だからでもある。

2. テュルクハイム

2.1 帝国都市テュルクハイム

コルマールの西方7キロ弱に位置するテュルクハイムは1620年の時点で聖体拝領者、つまり成人が700名ほどを数えるに過ぎない小さな町である⁽¹⁾。十都市同盟の中でも最弱のこの町は帝国への軍事的・財政的奉仕義務も最も少額・少兵力の拠出を課せられているだけであった。1312年にハインリヒ4世によって市壁の建設が承認されて都市へと昇格したテュルクハイムは1347年にはその免税特権を拡大されて帝国都市となった。この町

⁽¹⁾ Auguste Scherlen, *Geschichte der Stadt Türkheim, Türkheim 1925*, S. 64.

はそもそもベネディクト会の聖グレゴリオ修道院（以下「ミュンスター修道院」）と世俗領主ホーエンランツベルクが都市領主として司法権を持っていたが、それに加えて帝国の司法権にも属することにもなったのである⁽²⁾。

都市統治は帝国シュルトハイス、前職と現職の市長、そして書紀というわずか4人の都市官職保有者によって行なわれていた。この4人が政治、司法、経済だけでなく宗教についても決定権を行使していた。教会祭事の行列の日取りや行先、その目的についてすら世俗官職者によって決められていたのである。しかしミュンスター修道院は代理職のヘングアイゼンを通して度量衡や測量、種牛、種豚の管理などを受け持つてその後も大きな権限を保有し続けた⁽³⁾。

テュルクハイムには葡萄栽培とその他の手工業の2つしかツunftは存在しなかった。飲食と交歓の場所であるツunft会館は16世紀に市庁舎の建物を譲り受けたものであり、2つのツunftが共同で使用していた⁽⁴⁾。ツunftそれ自身は都市統治に関して利害代表の団体としては機能していない。これはこの都市の規模に規定されていたと思われる。小都市では統治エリートと一般市民との距離は人的にごく近い。何かしらの問題や不満があったとしたら、同じ身分の者同士で合意した内容を上位の団体や機構に代表が持つていくというやり方ではなく、個人的に知った仲の上位権者に問題解決を個別に持ちかけるのである。これは同じような規模の都市カイザースベルクなどにも言えるだけでなく、十都市同盟の最大都市コルマールでさえも実は当てはまる。と言うのはそこでは身分格差が増大し、都市統治がもはや平民とは隔絶されたエリートによって担われていたにもかかわらず、共同体幻想が生きていたからだ⁽⁵⁾。

一般にアルザスの帝国都市では住民からの魔女迫害要求は常に個別具体的な処罰要求として現われる。治安に関わる問題だと認識されない限り当局はそれに対して深入りしたがらず、平民同士の喧嘩として処理される。しかしこうした一般的な傾向を背景に考えるとテュルクハイムの迫害には大きな謎がつかまとう。都市の規模に比して犠牲者の数が多すぎるのである。テュルクハイムの人口は大量迫害を経験したシュレットシュタットに比べ

⁽²⁾ Florent Edel, « Turckheim », dans : Bernard Vogler (dir.), *La Décapole. Dix villes d'Alsace alliées pour leurs libertés 1354-1679*, Strasbourg 2009, p. 240-266 ; Rodolphe Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle au point de vue géographique, historique, administratif, économique, social, intellectuel et religieux*, t. I, Paris 1897, p. 495-497.

⁽³⁾ Scherlen, S. 160, 193.

⁽⁴⁾ Albrecht Cordes, *Stuben und Stubengesellschaften. Zur dörflichen und kleinstädtischen Verfassungsgeschichte am Oberrhein und in der Nordschweiz*, Stuttgart 1993, S. 305.

⁽⁵⁾ 拙稿「俺の女になれよ」ヨーロッパ文化史研究 22 (2021) 137-139 頁。

るとほぼ7分の1以下であるが⁽⁶⁾、1570年台前半に14人、1582年に5人、1628/29年に13人が犠牲になっている。この規模の町としてはこれは大量迫害と言っていいだろう。

2.2 16世紀の迫害

この町で最も初期の魔女迫害の記録は1571年のものである。1571年、72年、74年、75年がまとめて記載してある市の会計簿の内1571年の項目には11人の名前が出ているので、彼女らは少なくとも同年かそれ以前に処罰が下ったものと思われる⁽⁷⁾。それ以外に1575年までの間に3人の処分が決まっている。1576年に記されたと思われる記録にもこれら14人の被告の名前が挙がっている⁽⁸⁾。一人は追放、別の一人は釈放され、残りの12人は火刑に処せられている。またこのうち2人はオーストリアの派遣官と、また一人は前帝国代官ヨハン・ヴェリンガーと近い関係にあったことが記されている。これとは別に3人の被告の家族が裁判費用の弁済として100グルデン以上を徴収されている。さらには宿屋の妻も含まれている。財産目録を作る意味もないとされた被告は2人だけであり、こうして見ると全体として犠牲者はそれなりに裕福な市民であったと思われる。この期間の迫害については裁判記録がないので実際の様子はほとんど分からない。ただ指摘しておくべきは1568年から数年続く天候不順とそれに伴う食糧価格高騰の影響である⁽⁹⁾。この時期はテュルクハイム以外にも広範囲にわたって迫害の波が押し寄せているが、特にテュルクハイム、コルマール、カイザースベルクについては天候に敏感な葡萄栽培が主要な産業であったことを考えると、このように同時多発的な迫害にはやはり気候の影響を考えざるを得ないであろう⁽¹⁰⁾。

16世紀の迫害について言えば、犠牲者の名前からおそらく手工業者が過半数だったろうと推測される。財産没収も行なわれているが、14名合わせても389グルデン余りで、大した額ではない。また釈放を含めると5人は没収できるほどの財産も持たなかった⁽¹¹⁾。1582年の犠牲者のうち一人は農地管理人の妻、一人は産婆、そして市長の妻も含まれて

⁽⁶⁾ シュレットシュタットは5,000人ほどを数える。

⁽⁷⁾ ADBR, C 44/81.

⁽⁸⁾ ADBR, C 75/73, S. 32-33; Reuss, *La sorcellerie au XVIe et au XVIIe siècle particulièrement en Alsace. D'après des documents en partie inédits*, Paris 1871, p. 184-188.

⁽⁹⁾ Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVIe siècle*, p. 145-162.; Malacias Tschamser, *Annales oder Jahrs-Geschichten der Baarfüseren oder Minderen Brüder S. Franc. ord. insgemein Conventualen genannt, zu Thann = Chronique de Thann t.2*, Colmar 1864, S. 181, 189, 191-192, 197.

⁽¹⁰⁾ Wolfgang Behringer, *Climatic Change and Witch-Hunting. The Impact of the Little Ice Age on Mentalities*, *Climatic Change* 43 (1999), pp. 335-351; ders. *Kulturgeschichte des Klimas. Von der Eiszeit bis zur globalen Erwärmung*, München 2009, S. 173-179.

⁽¹¹⁾ ADBR, C 75/73; Reuss, *La sorcellerie*, p. 186-190.

いる⁽¹²⁾。多くの地域と同様に魔女迫害の要求が一般住民の中から出てきたのか、それとも都市の統治権力の側から出たものかについても明快に判断できる史料は見当たらない。ただテュルクハイムは自前の刑吏を雇っておらず、拷問や処刑の際には近隣のホルマルから呼んでくるのが通常だった。その依頼状にはテュルクハイムから護衛を送って、悪口雑言や暴力などの不測の事態に備えることを約束する旨が書かれている⁽¹³⁾。余所者の刑吏に対する民衆の敵意は当時としては珍しくなかったとは言え、もし拷問や処刑が民衆の側からの魔女狩り要求に応じてなされたとすれば、刑吏の身辺警護にさほどの気を遣う必要はあるまい。この点も悪天候を背景にした下からの魔女狩り要求という推測とは矛盾するところで謎である。

続いて 1582 年に 4 名の女性が処刑されている。これは明らかにカイザースベルクで同時進行していたザロメ・ゲーブヴァイラーの裁判と連動しており、4 人の被告の自白調書をカイザースベルクの求めに応じて送付する旨が書かれている。4 人はザロメを共犯者として自白しており、テュルクハイムはカイザースベルクがザロメの有罪を立証するための証拠として利用する便宜を図っているのである⁽¹⁴⁾。それどころかテュルクハイムの被告はカイザースベルクのザロメと対質させられている⁽¹⁵⁾。一般に帝国都市は各自独立の刑事裁判権を行使しており、お互いに干渉したりはしないが、後述ザロメ裁判のように被告側からの帝国への上訴に発展して行き詰まった場合などは、近隣都市同士が緊密に協力する関係にあった⁽¹⁶⁾。ところでこの同じ年には市長を務めたベアート・フィスターの妻アンナが逮捕されており、翌年 1 月に処刑されている。このアンナ・フィスターの自白には前年に処刑された 4 名の内の一人ロジーナ・トレーガー以外にも魔女のサバトの参加者として共犯者 3 名の名が記されている⁽¹⁷⁾。この 3 名はテュルクハイムで火刑になったと記されていることから、1583 年以前にさらに 3 名の処刑があったことが推測できる。つまり 1582/83 年に合計で少なくとも 8 名が処刑されていることになる。その後 1591 年にテュルクハイムの市民ハンス・ゼーガーの妻アグネスが裁判にかけられているが、裁判が行なわれたのはテュルクハイムではなくホーエンランツベルクの領内（アンマーシュヴァイアーカキー

⁽¹²⁾ AMC, FF 421/30; ADHR, 1E 75/22, Anna Beat Pfüsters burgeren vnd der raths alhie zue Thüringkheim eheliche haußfrau.

⁽¹³⁾ AMC, FF 421, n° 3, 4, 27, 28, 29, 30.

⁽¹⁴⁾ ADBR 3B 307/1/40.

⁽¹⁵⁾ ADBR, 3B 307/1/22, Urgicht Rosina Treger.

⁽¹⁶⁾ この 4 名については 1584 年 8 月 25 日に自白調書をカイザースベルクに送れという帝国最高法院の命令証書が出されている。AMT, FF 3; ADBR, 3B 307/1/39.

⁽¹⁷⁾ ADHR, 1E 75/22, (Urgicht 27.10.1582).

ンツハイム)であろうと思われる⁽¹⁸⁾。

ところでこの時期については驚くべき数字が見られる。1583年にシュトラスブルクで発行された『真実かつ信頼できる新聞』には前年10月28日にテュルクハイムで36人の女性が処刑されたとある⁽¹⁹⁾。その中には2名の産婆が含まれ、うち一人は25人、もう一人は18人の子供を殺したという。1582年については前述の4人と3人、1583年の前述アンナ・フィスターを加えても市の記録から証明できるのは8名に過ぎない。1日で36名が処刑されたというのは誇大だと思われる。ただ他にも各地で多くの魔女が処刑されたことを伝えているこのパンフレットでは、何よりも魔女が悪天候をもたらす悪行を働いたという点ととりわけ産婆の存在が強調されている点は興味を引く。一方2人の産婆が処刑されたという記述だが、裁判記録からは少なくとも一人が産婆であったことが判明している。そのアガタ・ムンシンは少なくとも18人の子供を殺したことになっているから、このパンフレットの記述は自白調書とも一応符合する。1570年代の裁判記録が残っていないので16世紀の迫害全体について明確な特徴を見出せるわけではないが、1582/83年の自白調書では産婆のアガタ・ムンシンと市長の妻アンナ・フィスター以外は悪行の中でも天候魔術がかなり強調されている。誇大とも思われる数字はともかく、このパンフレットの記述は今後の調査でも考慮する必要があるだろう。

2.3 1628年の迫害

1628/29年に再び集中的な迫害が起こっている。1628年8月1日教区主任司祭のミヒェル・ロートはある奉公人の女が魔女に毒を盛られて殺されたと記している。しかもそれがバルテル・ペトルスの寡婦だと名指ししているのである⁽²⁰⁾。問題の寡婦とはウルスラ・ムマー

⁽¹⁸⁾ ADHR, 1E75/29, (Vergicht 1591).

⁽¹⁹⁾ Warhafftige vnd glaubwürdige Zeyttung. Von Hundert vnd vier vnd dreyssig Vnholden, So vmb jrer Zauberey halben, diß verschinen 1582. Jars, zu Gefencknus gebracht, vnd den 15. 19. 24. 28. October auff jhr vnmensliche thaten vnd gräwliche außsag vnnd Bekandtnus, mit rechtem Vrtheyl, zum Feuer verdampt vnd verbrennet worden ..., Straßburg 1583; Wolfgang Behringer, Hexen und Hexenprozesse, München 2000, S. 168.

⁽²⁰⁾ 「奉公女が当地の故バルテル・ペトルスの寡婦である魔女によって毒殺された („ein Kellerin mit gift getödt von einer hexen allhie Bartell Petri s. vidua gwesen“)」ウルスラの下で働いていた奉公人が死んで、その後新しい奉公人が働きに来ている。そのうちの一人の死が魔女術を疑わせるものとして裁判のきっかけを作っている。ロートの埋葬記録に基づいて報告したビリシュは件の奉公人を7月20日に埋葬されたクララ・マルティニンだとしている。証人尋問では2人の奉公人の埋葬について言及した箇所があり、また「後者の奉公人」の死は噂にはならなかったとあるので、ビリシュは初めの奉公人の死が裁判で問題になっていると解釈しているようである。しかしながらロートの注記は明らかに後の方の奉公人のことを指しており、ビリシュの解釈は記録の行を読み違えたための誤りだと思われる。André Billich, « Un Procès de sorcellerie à Türkheim en 1628 », dans : *Actes du 104e Congrès national des Sociétés savantes*, Bordeaux 1979, p. 407-410. 毒殺された奉公人の埋葬は次の行の8月1日であり、そこに上述のロートによる注記がある。「奉公女 (ein kellerin)」の前に名前を記すべき空白が設けてあるが、埋葬を記録した時点でロートはまだ10日ほどしか奉公していない新しい奉公人の名前を正確には知らなかったのであろう。彼の記録には他にも同様に名前を空白にした記載事

ティン。彼女が呼び出されて尋問されたのはしかしその2日後の8月3日である。ここで司祭のロートは公的な裁判が始まる前から特定の女性を魔女だと決めつけているわけだ。審理は彼女の息子ハンスと奉公人カタリーナの死にまつわる疑惑の解明のために始まった⁽²¹⁾。奉公人カタリーナが死ぬと医療関係者が解剖を行なっている。肝臓、腎臓、脾臓、胆嚢、腸はいずれも健康で問題なく、また性器は処女のままであったことが確認された。ただ胃には鋭いもので開けたような傷穴があり、これが死因であろうと推測された。

別の証人の証言によれば、ウルスラは息子の葬儀に参列していた女たちを前に、邪悪な野菜を息子に食べさせたカタリーナも死ねばいいと語っていたという⁽²²⁾。ウルスラが夫の死後も再婚をしなかったのは、下の息子のハンスを可愛がっていたからだと言われる。彼を奉公には出さず一緒に暮らしていたことは、母親離れできない息子と息子を溺愛する母親という構図が透けて見えるかもしれない。いずれにせよ可愛い息子を殺した奉公女を憎む気持ちは人一倍強かったと見える。シュレットシュタットのルツィア・オストリンガーのように自分の息子と奉公人カタリーナがいい仲になっていたという記述はない。しかし病床のカタリーナは信頼していた墓掘り人に腹の不快感を訴え、自分は妊娠していて子供を産むのではなかろうかと語っている⁽²³⁾。

1628/29年の集中迫害では証人の証言と拷問前の被告人尋問の記録が存在するのはこのウルスラ・ムマーティンの一件だけである。注目すべきは拷問なしで被告が語った内容と拷問を経た最終的な自白調書との間に大きなずれがあることだ。当然と言えば当然だが、このずれに注意して裁判記録を読むことで見えてくるものがある。逮捕の直接的なきっかけになったと思われる奉公人カタリーナの死因について、カタリーナ自身が料理した野菜が原因だとウルスラは拷問前に供述している。そしてこれは他の証人の証言とも一致している。野菜は生煮えで脂を入れ過ぎ、しかも塩辛いものだったという。ところが最終版の自白調書ではウルスラが悪魔にもらった粉を入れたスープを夜カタリーナに飲ませ殺した

例がある。魔女に殺されたとされる奉公人はカタリーナという名であったことが参事会議事録から判明している。どちらに解釈しても辻褄が合わない部分は出てくるが、証人尋問というのは口頭でなされるものである以上、言葉のやり取りの中で文書上の記録とは前後が入れ替わることは十分にあり得ただろう。その他の証言でも拷問による自白調書でももっぱらカタリーナの死因だけが問題になっている。要するにウルスラ・ムマーティンの下で働いていた2人の奉公人のうちクララが7月20日に死んだが、その件は特に問題にはならず、続く8月1日のカタリーナの死が訴追のきっかけになったと考えていいだろう。

⁽²¹⁾ AMT, BB 17, fol. 57v-59r, 60v-63r. 参事会に呼び出されて部屋に入ったウルスラに対し、参事会員たちは「こんには (guten tag)」と声をかけた。これに対して既に自分の運命を予感していた彼女は「悪い人のせいだ [今日は] 自分にとって悪い日 (ein bösen tag) になるかも」と答えたという („allß sie herein kham wünst sie E. E. Rath ein gueten tag, vnd sagt sie förchte übell mann werde ihre ein bösen tag geben“).

⁽²²⁾ AMT, BB 17, fol. 61v.

⁽²³⁾ AMT, BB 17, fol. 58r.

ことになっている。話が共同体の共通認識とは大きく違っており、つまり改変されているのである。ウルスラ自身の初期の供述及び証人の証言からは、彼女は野菜を摘みに行っており、料理された野菜はカタリーナとウルスラの息子ハンスが二人だけで食べているということで一致している。そしてこの二人は相次いで死亡して、食べなかったウルスラは生き残った。彼女は息子ハンスの死をカタリーナの料理に帰せしめている。事実の断定は避けながらも証人たちは彼女のこの言明をそのまま引用している。もちろん彼らはウルスラが魔女であることを強く匂わせ、彼女には不利な証言が続いている。しかしそれにしても調理と食事の提供の主体が、そして時刻までも自白調書ではすり替わっている。司法官がここまで話を捻じ曲げるのであれば、ウルスラが自分のスープで息子をも殺したと断じてもよさそうだが、なぜか最終自白調書がハンスの死について語らないのは解せない。最終の自白調書でウルスラはもう一人の息子ヨーゼフの妻バルバラを毒入り焼き菓子で殺したことになる。理由は彼女がいつも不機嫌だったからだというのが調書での説明であるが、この話はウルスラの最初の供述にも証人たちの証言にも出てこない。総じてこの話の改変には相当の無理がある。ウルスラの息子への愛について言及している証人もいることを考えると、さすがに彼らの証言をことごとく否定して彼女が息子のハンスを殺したことにはできないが、それでも何と少しでも悪魔学の枠組みに沿った魔女裁判の筋書きを捻り出す必要があったと考えられるのではないか。

こうした状況をよく示しているもう一つの事例が揚げパンの怪についての話である⁽²⁴⁾。複数の証人の証言として、ウルスラが皆に振る舞うために粉を捏ねて揚げパンを作ったことが記されている。その揚げパンはしかし鍋を飛び出して部屋の中を飛び跳ね、鉄の平鍋にぶつかってこれに穴を開けてしまったという。本当のところ何が起こったのかは知る由もないが、いずれにせよ病床のカタリーナの床に羽蟻が群がっていたこと、ウルスラはこれをシートごと捨てたことなどの証言と並べて、ウルスラの周辺で次々に起こる不思議なできごとの文脈で語られている。これもまた彼女の魔女性を強く匂わせる効果を持っている。ところが自白調書の中に登場するこの同じ主題にははっきりとした原因が示されている。悪魔がウルスラに白と灰色の粉を渡し、これをパン生地の中に入れろ、そうしたらそれを食べた者は死んでしまうからと言ったのである。彼女がその通りにして揚げたパンは部屋を転がり回って平鍋に穴を開け、はじけてしまった。彼女は良心の痛みを感じて結局それを誰にも食べさせずに捨ててしまった。ここで揚げパンの異常な行動は悪魔の粉の効

⁽²⁴⁾ 拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から」ヨーロッパ文化史研究 18, 120 頁。

果だという「合理的」な説明が与えられている。証人の証言からは不思議な現象の原因は不明であるか、少なくともウルスラの周りに漂う妖気と関係付けられている⁽²⁵⁾。自白調書では悪魔学の枠組みに沿った明快な因果関係が示されている。説明のつかない不思議について最終自白調書は住民の証言の多くを無視する代わりに、彼女は払うべき負債を抱えていると悪魔が脅す場面が登場する⁽²⁶⁾。しかし負債の話など証言の中には出てこない。悪魔との関係を合理的に説明すれば悪行も合理的に説明できると考えているかのようである。悪魔の粉はある意味どんな不思議な現象でも説明できるワイルドカードであった。司法のレベルでは、これ以上の説明は必要はないと考えられていたのである。

注目すべきはウルスラの拷問なしでの自白と拷問による自白調書が同日の8月3日の日付になっていることである。証人たちの証言記録も同日の議事録に記されている。実際は時間的に少し前だったかもしれないが、いずれにせよカタリーナが死んで埋葬された8月1日以降のことであろう。ウルスラの処刑は8月30日なので、ほぼ1ヶ月にわたり勾留されていたことになる。彼女は共犯者を誰も自白していない。勾留している間に再度尋問して口を割らせようとしたのかもしれないが、その記録は残っていないし、いずれにしても8月3日の自白調書が市の役員の前で読み上げられ確認された最終の調書である。つまりごく短時日の間に最初の供述と証言を随分と改変した自白調書が作られているわけだ。そう言えばその後に裁判にかけられた魔女の自白調書はすべて同じ顔ぶれの市の役員の前で読み上げられているが、ウルスラのものだけはまったく違うメンバーになっている。ただの偶然なのか、それとも彼女の収監中に何かが起こったのか、今のところ知る手立てはない。そしてこの8月に一気に5人が逮捕され、ウルスラ・ムマーティンと同日に処刑されている⁽²⁷⁾。共犯者を自白しているのは7人の名を挙げたマルガレータ・フィッシャーだけで、このうち実際に逮捕されたのは4人だが、2人は釈放されており、処刑されたのは8月に逮捕された1人と、翌年に逮捕された1人だけである⁽²⁸⁾。連続した逮捕劇は被告の自白によるものではなく、既に町の噂が存在していたのであろうと思われる。

次いで1629年に入ると5月から7月にかけて8人が逮捕され、処刑されている⁽²⁹⁾。全員が共犯者を自白しているが、自白が次の逮捕につながったと確認できるものは一例もなく、

⁽²⁵⁾ やや直接的に彼女が魔女であることを示す証言としては、病気の牛を治してあげようと言うウルスラに証人が「あんたが奪った時と同じようにしてほしい (sie gesagt das sie auch thuen solle wie sie dann sich habe ihres abgenommen)」と言っているものがある。AMT, BB 17, fol. 62r.

⁽²⁶⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 1v.

⁽²⁷⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 24r-24v, 29r-34r.

⁽²⁸⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 6r-12v.

⁽²⁹⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 58r-60r, 88r-89v.

共犯者の自白が形だけのものであった可能性が大きい。また特徴的なのはテュルクハイム以外の町の者の名を挙げている被告が複数いることである。コルマルの他には、アンマーシュヴァイアーやインゲルスハイム、ヴィンツェンハイムなど帝国小代官府管轄の町を名指している。アルザス中・南部の広範な迫害の波と呼応しているかのようにも思えるが、しかし小代官府管轄地域でこの年以降のものだと確定できる魔女裁判はなく、この点でもやはり共犯者の自白は実質的な意味を持っていなかったと思われる。

この町で犠牲になっているのはすべて女性である。魔女迫害の犠牲者に関する明らかな性別の不均衡については従来より様々な解釈が行なわれてきたが、アルザス全体についてと同様、この町特有の原因も未だ手掛かりが掴めていない。自白調書に比べて量的には乏しいが魔女裁判及び名誉毀損訴訟での証言を見ても、女性という属性と迫害とを直接結びつけるのは難しい。

2.4 自白の特徴

この時期の迫害において他の帝国都市との微妙な違いを挙げるとすれば以下の点であろう。

一つは証人が悪魔に言及していることである。一般に他の帝国都市では証人たちは悪魔についてはほとんど語っていない。しかしウルスラの上の息子ヨーゼフの言葉として「[母が]悪魔に取り憑かれていなくても、悪魔はまた来るだろう」とある証人が引用している⁽³⁰⁾。証人尋問の記録が残っているのはこの事件だけなのでこれだけでは何とも判断できないが、何か邪悪なものを悪魔という人格化された形象で表現することは他の町では滅多にない。再カトリック化の過程で徹底的な教化政策が取られた結果かもしれないが、ヨーゼフは母親と距離を取っている印象があり、また他の名誉毀損訴訟にも証人として登場する彼の発言から察すると、司法官の思考と表現に彼がすり寄って人格化された悪魔を語った可能性もある。

バルバラ・シュラッターは貧窮の中で夫に逃げられたが、特別な菓子を焼いて再び捻を戻すことができた⁽³¹⁾。これは珍しく愛の魔術が調書に記された例である。50歳のアガタ・バーデリンは36年前にエギスハイムで奉公していた頃、淫行を繰り返していたが、レブスティクム (Liebstöckle) を服用して妊娠しなかったと語っている。無論これは妖術ではないが⁽³²⁾、通常民間での魔術・医療の実際には関心を示さないことが多い自白調書の中に

⁽³⁰⁾ AMT, BB 17, fol. 61v.

⁽³¹⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 26v.

⁽³²⁾ vgl. Adam Lonitzer, *Kreuterbuch. künstliche Conterfeytunge der Bäume, Stauden, Hecken, Kreuter, Get-*

こうした記述が紛れ込んでいることはこの町の特徴と言えるかもしれない。産婆のマルガレータ・フィッシャーは怪我、腹痛、豚の病気を治療する民間治療師としても活動していた。その同じ技を今度は他人の足に使って危害を加えたのである⁽³³⁾。彼女は既に焼かれた魔女が自分のことを喋ったという噂に怯えていた。そんな噂は気にしなくていいとある人が慰めてくれたが、その人が死んだ後その妻が噂を広めていた。そこで悪魔が唆すには、その妻の髪を取って悪魔の名で吹くと噂をしていた人は耳が聞こえなくなり、噂もただの戯言になってしまうというのだった。彼女は実際にはそれを試していない。しかしこの種の感染魔術が自白調書に記されている例は他の帝国都市にはなく、これも民間魔術の要素が調書の中に入り込んでいる例だろう⁽³⁴⁾。

夫婦間の問題はやはりこの町の自白調書の中でも一つの主題をなしている。マグダレーナ・マイエリンは酒場に入り浸っている夫を迎えに雨の夜に出かけて行った。途中で悪魔に出会い、どこに行くのかと尋ねられた。夫を迎えに行くと言えと悪魔は酒場までついて来た。泥酔した夫を見つけて帰宅する途中、彼は小川にはまって動けなくなってしまった。彼女は夫を上に取り上げられず、そのまま一人で帰宅した。その日の後悪魔がやって来たのである⁽³⁵⁾。バルバラ・ドルフレリンは使用人に毒入りスープを飲ませた。と言うのも彼は彼女の指示を聞こうとせず、いつも夫の命令にばかり従っているからだ⁽³⁶⁾。

人が魔女と罵られる光景を目撃したという自白もある。カタリーナ・ガイラーはコルマルに居た時、黒い服を来た肉屋の職人が部屋に来てカタリーナの奉公女に会いに来たと言った。奉公女は不在だったが、その後戻って来た彼女に対し、肉屋の職人はその女は魔女で牛に魔法をかけて殺したと言い、彼女を殴ったのである⁽³⁷⁾。まったくの想像による自白なのか現実生活の中での目撃体験なのか、あるいはひょっとしたら自分自身の体験なのか判断は難しいが、黒い服は悪魔の特徴でもあるから、彼女の目には魔女を告発する男性と悪魔の像が重なって見えていたのかもしれない。

一方 1628/29 年の調書では天候魔術についての記述は実にあっさりとしており、個別害悪魔術に比べるとほとんど付け足しという印象を持たざるを得ない。しかも供述もちぐはぐである。例えば 1629 年に処刑されたドルフレリンは随分昔の 1599 年に魔術で荒天を起

reyde, Gewürtze, mit eigentlicher Beschreibung derselben Namen, in sechserley Spraachen, nemlich, griechisch, latinisch, italianisch, frantzösisch, deutsch und hispanisch, vnd derselben Gestalt, natürlicher Krafft vnd Wirkung, Ulm 1678, S. 472.

⁽³³⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 6v.

⁽³⁴⁾ *ibid.* fol. 44v.

⁽³⁵⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 60r-65r.

⁽³⁶⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 37r-46r.

⁽³⁷⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 47r-53v.

こしたと自白している。しかしこの年は葡萄の豊作年だったと調書自体に注記してある⁽³⁸⁾。とにかく天候魔術の自白を入れなければならないという尋問官の要求に応える形で被告が苦し紛れに言ったのだろうか。

さてテュルクハイムでの迫害は翌年1629年5月から再び始まった。カタリーナ・ガイラーの逮捕に始まって5月に4人、7月に4人が尋問されており⁽³⁹⁾、正確な日付は分からないが3人と5人ずつにまとめて火刑の判決が出され2回にわたって処刑されている⁽⁴⁰⁾。

このような小都市で1570年代に14人、1582年に5人、17世紀の僅か2年足らずの間に14人というのは人口比で言えば大量迫害を経験したシュレットシュタットに匹敵する。この1620年代の迫害がどういう事情を背景にしていたのかを理解する手掛かりは極めて乏しい。ただ犠牲者の属性は特徴的であり、16世紀の迫害も含めて全員が女性であること、そして1628/29年の迫害に関しては年齢が概ね50-70歳に集中していることである。またこのうち一人は産婆である。一人は宿屋、一人は葡萄栽培業者、またウルスラ・ムマーティンの息子ヨーゼフ・ペトルスの職業は皮鞣業であることが分かっている。全体として歳とった女性という一つの魔女イメージに概ね合致しているように思われる。

2.5 宗教的締め付け

1572-82年の迫害を第一次集中迫害期、1628/29年のそれを第二次集中迫害期と捉えるならば、迫害は両方ともアルザスの他の複数地域での集中迫害と時期的に重なっている。1570年代のものはコルマールや近隣諸地域での迫害と軌を一にしており⁽⁴¹⁾、1628/29年のものは特にシュレットシュタット、ハーゲナウ、ベンフェルトでの際立った大迫害と同時期である。シュレットシュタットの迫害に見られるように、これらの都市では帝国代官にして前シュトラスブルク司教レオポルトの意向を汲んでの各地域官庁間の情報交換が迫害を加速させた可能性がある。テュルクハイムについて具体的な証拠は見られないが、それでもこの町の宗教事情はむしろバーゼル司教との関係で考慮に入れておく必要がある。テュルクハイムの司祭叙任権はミュンスター修道院が持っていたが、聖職禄自体はペーリス修道院がミュンスター修道院から譲られて保有していた。この修道院と市は司祭の指名

⁽³⁸⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 38v.

⁽³⁹⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 60r-65r, 66r-70r, 71r-76r, 77r-79r, 80r-87r.

⁽⁴⁰⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 58r-60r, 88r-89v.

⁽⁴¹⁾ コルマールの葡萄栽培業者リツェンターラーの手記には1571年にハットシュタットで6人、ヘルリスハイム5人、アンマーシュヴァイアー3人、コルマール1人、シゴルスハイム1人が、1572年にはヴァイツェンハイムで2人、ズルツパッハ4人、アンマーシュヴァイアー2人、コルマール11人が火刑に処せられたと伝えている。この手記によるとテュルクハイムでは1572年に8人が処刑されたことになっている。BMC, Ms 1 Ch Als 82, Nr. 3, fol. 30v-32v.

をめぐってしばしば対立している。16世紀後半から市の上層部ではプロテスタントへの傾向が強くなってくる。1602年の段階で市書記のフランツ・シュヴァイクハルト、後の市長マティアス・シラーを始めとかなりの市民がルター派の信仰告白をするようになっていた。歴代教区司祭はアウグスブルクの和議に従って帝国都市テュルクハイムは両派共存であることを認め、市民には自由な礼拝をさせること、カトリックを強制しないことを市に誓約させられた。当時南部アルザスを管轄していたバーゼル司教はこうした状況に危機感を持って、市の司祭の説教、礼拝、秘跡などの活動について逐一把握しようとしている⁽⁴²⁾。特に教区民と司祭の規律の弛みが問題とされていた。市は司祭の人選についてこれを指名する権利を主張していたが、財政的な裏付けを伴う聖職保護権を持っていなかったため、バーゼル司教ヤーコプ・クリストフ・ブラーラー・フォン・ヴァルテンゼーの人事統制の下で再カトリック化が進行することになった。司教は市のルター派の財産管理人とカルヴァン派の執事を解雇するように帝国小代官シュヴェンディにも働きかけている⁽⁴³⁾。そうした動向の仕上げの時期に赴任したのがミヒェル・ロートである。彼の人物像についてはほとんど分かっていないが、テュルクハイムの宗教事情の上では大きな働きをした人物である。極めて仕事熱心なカトリック司祭であり、学校での厳格な子弟教育を通じてカトリックの説教内容を徹底させることに努めている⁽⁴⁴⁾。その任期中にほとんどのプロテスタントは改宗か退去を迫られることになった⁽⁴⁵⁾。ウルスラ・ムマーティンの公式の裁判が始まる前から彼女を魔女だと決めつけていたことは前述の通りである。そのロートは1628年12月21日に死亡している。この年の8月に6人が処刑されて、翌年5月に二度目の連鎖迫害が始まる小休止期にあたる。そして自白調書を綴った冊子の末尾には魔女の聴罪を務めたロートが彼女らが吐く毒の息のせいで死んでしまったと記してある⁽⁴⁶⁾。一連の迫害に彼の影響を推測するのもあながち的外れではないだろう。

2.6 財産没収をめぐる確執

もう一つ帝国小代官府との関わりで市にとっては厄介な問題であったのが処刑された魔

⁽⁴²⁾ Julius Emil Seiller, *Reformationsbestrebungen in Türkheim an der Wende des 16. Jahrhunderts*, in: Scherlen, S. 230-234.

⁽⁴³⁾ *ibid.* S. 232.

⁽⁴⁴⁾ Benoît Jordan, « La Contre-Réforme catholique à Türkheim. Autour des trois vitraux de la Chapelle de l'Hôpital », dans : *Annuaire de la société d'histoire et d'archéologie Wickram de Türkheim* 18 (1996), p. 11-29.

⁽⁴⁵⁾ Seiller; 改宗した一人であるシモン・ブルンネントラーガーはその直後の魔女裁判の自白調書確認のメンバーに頻繁に名を連ねており、また魔女術の被害者として自白の中にもしばしば登場する。

⁽⁴⁶⁾ ADHR, 1E 72/5, fol. 90r. „dz ihme vonn diser frauen der athem vergiffet vnd also er sein leben laßen müessen“

女の財産没収である。既に 1572 年 11 月には処刑されたカタリーナ・バフェライの 2 人の息子がハーゲナウの帝国代官府に直訴状を送っている。母カタリーナの財産を市は帝国小代官府との取り決めなしに勝手に没収したというものである⁽⁴⁷⁾。さらに 12 月 12 日にはやはり魔女として死んだアンナ・マウエリンの息子ヨハン・ケスラーが帝国代官の大公フェルディナントに嘆願状を提出している。テュルクハイム市があたかも母の財産はお上のものであるかの如く、自分の持分まで含めて一方的に財産目録を作ろうとしているが、差し止めるための措置を講じてほしいというものである⁽⁴⁸⁾。しかしこれは市の意向というより、ホーエンランツベルクの領主として翌年に帝国小代官の地位に納まるラザルス・フォン・シュヴェンディの圧力によるものだった。シュヴェンディはその年 12 月 30 日にテュルクハイム宛に書簡を送っている。この中で彼はテュルクハイム市が処刑された魔女の財産目録を作ろうとしないことを不遜で反動的だと叱責しているのである。彼が大公フェルディナントから帝国小代官府を譲られたのは 1573 年 9 月だから、ラザルスは正式に小代官職に就く前からこうした態度でもって帝国都市に臨んでいるわけだ。さらに彼は続けて大公フェルディナントに送った手紙で、ヨハン・ケスラーの件を念頭に財産没収の論理を次のように説明している。処刑されたアンナ・マウレリンは再婚しており、先の嘆願状を出した息子ヨハン・ケスラーは彼女の最初の夫との子である。アンナは獄中で死んで死体が焼かれているが、テュルクハイム市の慣習では夫婦の一方が死ねば配偶者が全財産を相続する。この配偶者が死んだ後でようやく子供がその財産を相続できる。もし残った配偶者が再婚すれば、その配偶者は以前の婚姻による財産すべてを相続する。アンナは最初の夫エアハルト・ケスラーの死によって、その財産すべてを相続している。このアンナがハンス・マウラーと再婚し、その後死んだわけであるが、彼女は魔女として死んでいるので、その財産は前夫エアハルトの分も含めてお上が没収する。したがって財産の相続権はヨハンにはない。本来帝国都市は処刑された魔女の財産については遺族の生活のことを考えて没収には消極的だった。だからこのシュヴェンディの論理は相当強引であり、都市の慣習を盾に取りながら実は財産没収ありきだったと言える。

1576 年 8 月にエンジスハイムの前方オーストリア官庁からテュルクハイム宛に出された命令では、財産没収を行なうべきであることが明記されている⁽⁴⁹⁾。市はこの年 9 月 29 日と 10 月 13 日に帝国代官宛に処刑された魔女の財産没収について報告を行なっており、徴収が思い通りに進まないの代官府への上納金について猶予してほしい旨を願って

⁽⁴⁷⁾ ADBR, C 44/82 (Brief vom 18.11.1572).

⁽⁴⁸⁾ ADBR, C 44/82 (Brief vom 12.12.1572).

⁽⁴⁹⁾ ADBR, C 75/73, (Brief den 16. Augst 1576).

る⁽⁵⁰⁾。市は12月12日にも同様の手紙を帝国代官府に送っている⁽⁵¹⁾。一連の文書のやり取りから察すると、財産没収の要求はまずは帝国小代官たるシュヴェンディから発しており、速やかに応じない市に圧力をかけるため彼はエンジスハイムの官庁に手を回しているらしい。ハーゲナウの帝国代官府はとりあえず小代官府と市と双方の言い分を聞く立場に回っており、直接に何かの指示や命令を出しているわけではない。

ところで市が財産没収を要求する帝国代官府、特に小代官府にただ従順だったわけでないことは、既に先のシュヴェンディの手紙からも読み取れるが、そもそも魔女裁判の執行そのものについても小代官府、代官府、そして前方オーストリアの官房に従っていたわけではない。1628年からの集中迫害が始まると、エンジスハイムの前方オーストリア官房はテュルクハイムに対し、勝手に魔女裁判を始めないよとの警告をしている⁽⁵²⁾。この件はハーゲナウの帝国代官府にも報告されており、流血裁判権を巡って帝国代官府との間に悶着が起きている。1628年12月20日に帝国小代官の職にあるフェルステンベルク伯の上級アムトマンが帝国代官の大公レオポルトに書簡を送り、テュルクハイム市は魔女の処刑について小代官府の権限を侵害していると述べている⁽⁵³⁾。この手紙はテュルクハイムの魔女裁判についてハーゲナウの帝国代官府、エンジスハイムのハプスブルク官房の間で行なわれていた情報交換を受けてのものらしい。書簡からはテュルクハイム市のこの件についてみならず、小代官府に誓約を交わすミュンスター、カイザースベルクを含めた3都市の一般的な態度が問題とされていたことが分かる。

2.7 民間の魔女中傷

1628年からの魔女裁判と対照的な性格を示すのが同時期に起こった名誉毀損訴訟である。1628年9月2日の参事会議事録にはイェルク・フェンヒャーとその妻がミヒェル・ヘンクとハンス・バッフェライ及びその妻たちを訴えた事例が記されている⁽⁵⁴⁾。争点は牛乳魔術の有無であった。ヘンクの妻とフェンヒャーの妻が取っ組み合いの喧嘩をして、ヘンクの妻がフェンヒャーの妻を魔女だと罵ったというのが直接の訴因であるが、全体の内容はほぼ牛乳魔術に収斂している。注目すべきはその数日前に魔女として処刑されたウルスラ・ムマーティンの息子ヨーゼフ・ペトルスが証言台に立っていることである。彼は牛を所有していたが、乳を出さなくなったので牛飼いに相談した。粥を煮て聖なる名を唱え

⁽⁵⁰⁾ ADBR, C 44/84 (Brief 29. September 1576), (Brief 13. October 1576).

⁽⁵¹⁾ ADBR, C 44/83 (Brief 22. Dezember 1576).

⁽⁵²⁾ ADHR, 1E 75/46 (Brief den 29. August 1628).

⁽⁵³⁾ AMH, FF 173/40.

⁽⁵⁴⁾ AMT, BB 17, fol. 67v-69r.

ながら4回牛を撫で、さらに30回に分けて牛に注いでから火にかける。そして牛糞を辺りにばら撒くという処方を得た。これを実行するとそこでフェンヒャーの妻を見かけた。牛は乳を出すようになったが、ほどなくして死んでしまった。仔牛もまた死んでしまった。彼はその後新しく牛を購入したが、その牛も2週間後には乳を出さなくなった。フェンヒャーに牛を売ったところ、再び乳を出すようになった。牛に何が起こったのか分からない。彼の親族であろうが、マグダレーナ・ペトルスも証言している。フェンヒャーの妻が来て牛を見たいと言ったのでそうさせると、彼女は牛を撫でた。その日から牛は乳を出さなくなった。その他の証人も含めてすべてはフェンヒャーの妻が牛乳魔術を行使したことを暗示している。しかし当局の対応はまったく違ったものであった。判決は誣告の罪によりヘンクの妻を晒し枷に括り付け、10シリングの費用を払わせるというものである。この事件は魔女裁判に発展することもなく、またその後の魔女裁判でも牛乳魔術については一切触れられていない。当時の図像から容易に推測され、またヨーゼフ・ペトルスの証言として「牛乳がどこに行ったか分からない」という言明からしても、牛乳の総量は一定なのである⁽⁵⁵⁾。牛が乳を出さなくなれば、その分の乳はどこかに行っている筈だ。「乳が取られた (milch genommen)」のである。しかし財の定量性や遠隔操作の魔術を窺わせるような記述は司法官が作成した文書には一切出てこない。

最後の魔女裁判から2年後1631年の秋に魔女中傷をめぐる名誉毀損訴訟が起こっている。ヨゼフ・イエーリンの妻ヴァルプルグがヤーコプ・マウラーに葡萄酒を飲ませたら、その後で病気になったという出来事がきっかけになっている。ヴァルプルグとその夫が彼女のことを魔女だと中傷した廉でマウラーとその妻、そして同席していたゲオルク・ヴェッケンマンの妻を相手取って市に訴えている。マウラーは宴席でヴァルプルグに葡萄酒を勧められたが、容器を半分空けたところで女の自分はそんなに飲めないからとさらに継ぎ足して勧められ、男のマウラーはすべて飲み干した。帰宅して具合が悪くなり、医者に行ったところ、毒を盛られているという見立てが出たのである。6人の証人が立っているが、証人たちはマウラーがヴァルプルグのことを疑っていたと述べているものの、自身の判断は示していない。そもそも被告のマウラーもヴァルプルグを魔女だと呼んだことはないと否定している。目を引くのは3年前に処刑された魔女ウルスラ・ムマーティンの息子ヨーゼフ・ペトルスがここでも証言していることである。彼はこの一件を魔女の仕業だと断言し、しかもその魔女も自分の母親が習い覚えたように魔術を覚えたのだと陳述している。

⁽⁵⁵⁾ AMT, BB 17, fol. 68r, „nit gewust, wohin die mülch kommen“. 牛乳魔術と悪魔の介在については田島篤史「いかにして牛乳は盗まれたか—日常における悪魔の介在と前近代的合理性」資料学の方法を探る 20 (2021), 125-132 頁。

だがそれにもかかわらず彼はヴァルブルグが自分の母のウルスラと交流があったことを否定しているのである。魔女であることが確定しているウルスラ・ムマーティンとの関わりを否定することは、少なくともヴァルブルグに不利な証言とはならないだろう。弟ばかりを可愛がる母親に不利な証言をして火刑台に送り、その後も魔術にまつわる事件の証人として何度も登場する彼の心中は想像の域を出ない。ともかくも噂の存在を認めながら特定の人物を魔女だと名指すことで誣告のリスクを冒すことを避けようという態度が証人たちには窺える。最後の魔女裁判からまだ2年しか経っていないが、彼らは既にお上の姿勢の変化を感じ取っていたのであろうか。被告のマウラー自身は魔女中傷を否定しているが、結局彼らは噂の発信源だと認定され罰金と禁固刑が科せられて、彼らの言葉は市当局が取り消す旨の判決が出ている⁽⁵⁶⁾。

ところでヨーゼフ・ペトルスは被告の一人ヴェッケンメニンがおそらくはマウラーの病気を治すためにテリヤックを塗りつける絹糸を求めてきたことを証言している。さらには牛飼いから聞いた処方として容器に夜陰草⁽⁵⁷⁾と尿、蠟燭などを入れて密封して火にかけるやり方も証言している⁽⁵⁸⁾。魔術と毒薬が同根であったのと同様、民間の解毒剤は対抗魔術としての効果が期待できるのである。

2.8 小括

やや概括的だがテュルクハイムの魔女裁判については次のように言えるだろう。基本的に市の司法官の態度は他の帝国都市と同じく、悪魔学の形式的な枠を借りながら刑事事件の「合理的」説明に専念しようとしているし、日常感覚では説明できない超常現象にはほとんど関心を示していない。しかし厳しい再カトリック化の中で生活の細部まで注視して司牧に励む教会の態度は、同時に宗教問題を自ら引き受けている司法官の態度とも重なっており、そのことが自白調書に他の町には見られないような微妙な色合いの違いを添えていると言えるだろう。疑いの目を向けられていたとは言え、法の裁きの主要な対象には通常含まれない民衆の魔術的实践は、司牧の目が見逃さない細部でもある。そしてこうした細部のノイズへの眼差しもこの町の規模の小ささによるところが大きかったと言える。世俗生活の平和維持こそが統治者としての使命であり、そのためには民間の魔術観念を背景にした諍いに深入りしてはならない。しかし同時に日常的な民衆魔術を完全に無視するに

⁽⁵⁶⁾ AMT, BB 18, S. 33-41. 最終的に罰金は半額の5グルデン2バツェンに減額され、投獄は免除された。

⁽⁵⁷⁾ Nachtschatten. ナス属の植物でこの場合具体的に何を指すかは不明。vgl., Lonitzer, S. 198-200.

⁽⁵⁸⁾ AMT, BB 17, S. 40. 但し狂騒状態の猫に試しても効果はなかったという。

は彼らとの接触があまりにも密であり過ぎる。こうした事情がテュルクハイムの自白調書には表れている。そして何よりも教区司祭ミヒェル・ロートの死因についての注記に注目すべきであろう。彼は魔女が吐く毒の息にやられて死んでしまったのだ。魔女は既に人間ではない。毒を吐く怪物なのである。悪魔と契約を結んだ悪魔の僕としての魔女は、悪魔がいなければ魔力も神通力もないただの人間に過ぎない。しかしテュルクハイムの魔女はそれ自身が何か人間ではない超常世界の存在である。この小都市では民間の魔女観念を司法官もある程度まで共有していたと言えないだろうか。

3. カイザースベルク

3.1 都市カイザースベルク

都市カイザースベルクは城壁の外にほとんど後背地を持たず、ロレーヌとの交通の要衝として、葡萄酒の交易と関税を主な収入源としていた。17世紀末の人口は約1,100人で、市の執行部は4人の市長、6人の参事会員、4人のツunft代表（葡萄栽培、樽製造、皮鞣、パン屋）で構成されていた⁽⁵⁹⁾。

この小規模都市カイザースベルクで記録された魔女裁判の数は少なく、しかも1件の疑わしい事例を除けばすべては16世紀中に起こったものである。1565年マンシェと呼ばれる女性がウアフエーデの上で市から追放されている。彼女はおそらく魔術で子供を殺した罪に問われたようである⁽⁶⁰⁾。1577年には数人の女性が処刑されている。告発されたディーメニンという女性が、共犯者として3人の女性の名を挙げている⁽⁶¹⁾。彼女らは1579年に処刑されているが、共犯者としてザロメ・ゲープヴァイラーの名を挙げたことが、直接的に以下に述べるザロメ事件につながるものとなった。この女性たちはマグダレーナ・ヴァイスバーダーという別の女性についても供述しているが、ヴァイスバーダーはその時既に死亡していた。そのため死体に対する裁判が行なわれ、火刑に処されている⁽⁶²⁾。

3.2 ザロメ・ゲープヴァイラーの裁判

最も詳しく記録が残っているザロメ・ゲープヴァイラーの裁判は1579年に始まり、1588年に終了した。この裁判の概要については既に拙稿で紹介済みであり、先稿との必

⁽⁵⁹⁾ Francis Lichtlé, « Kayserberg », dans : *La Décapole*, p. 215-239 ; Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle* vol. 1, p. 493-495.

⁽⁶⁰⁾ AMK, BB11, fol. 214r.

⁽⁶¹⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 350r.

⁽⁶²⁾ AMK, FF 9, Vrthel vber Magdalena Andres Weißbaders geweißne hausfraw.

要以上の重複は避けたいが、本稿ではこの裁判を中心に、市のエリートの思考の特徴とこれまで十分に論じることができなかつた重層的権力関係における政治力学の文脈から考えてみたい。

裕福な女性ザロメ・ゲーブヴァイラーは風呂屋のブツマンを殺した容疑で逮捕され、拷問されて魔女の罪を自白した。夫のヨハン・バプティスタを初め、親族が帝国最高法院に無効確認訴訟を提起したことで彼女はかろうじて死刑を免れたが、監禁されたままであった。帝国の調査官が来て聞き取り調査を行なっているが、判決を下した裁判官自身が尋問されてそれが詳しく記録されるという第一級の史料から、彼らの思考の特徴を推論することができる。夫と兄弟がザロメの支援を続け、彼女はその後罪の否認に転じたが、そのまま監禁されて1586年に獄死する⁽⁶³⁾。

1) 慣習法について

ザロメは自宅を出たところを逮捕されたが、逮捕時の状況について、原告つまりザロメの支援者は被疑者をいきなり逮捕するのは違法だと主張している。それによると犯罪捜査では被疑者を逮捕する前に使者を派遣して被疑者にその旨を伝え、任意の事情聴取を行わなければならないという。しかもこの手続きを3回繰り返して、ようやく被疑者を逮捕することができるというのである。これは帝国都市カイザースベルクの古い慣習で、市の条令に書かれているはずだから見せてくれ、と原告は要求した。市は「そんな条令はない」と、条令集を見せようとしなない。原告の一人帝国代官府の主計長ゲオルク・シュトライトはその際懐に入れた帝国代官府からの書状をちらつかせながら高圧的な態度で、拒否すれば市にとって不都合なことになると恫喝している⁽⁶⁴⁾。条令集を見せろ見せないで激しいやり取りが繰り返された。またシュトライトの方も市の要求に対して手紙の本文を見せることを拒否している。市側も条令集の公開を拒んでおり、原告の主張するような文言が市の条令集に記載されているのか、それとも市側が何かを隠しているのか、真相は不明である⁽⁶⁵⁾。

⁽⁶³⁾ 拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から」ヨーロッパ文化史研究 18, 104-111頁；Peter Oestmann, *Hexenprozesse am Reichskammergericht, Köln/Weimar/Wien 1997*, S. 456-458.

⁽⁶⁴⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol 109v.

⁽⁶⁵⁾ この点につき筆者はカイザースベルク市文書館の責任者アネット・ブラウン氏の全面的な協力を得ることができた。しかし彼女が当文書館に残されている唯一の条令証書集すべてのページに目を通した結果、この裁判で問題とされたような内容の文言は見当たらず、また他には市の条令集に該当するような文書は存在しないことが判明している。一方シュトライトが脅しに使ったと思われる帝国代官府の手紙はその写しが現存している。ザロメは無実を訴えており、何ら新しい徴表もなくに彼女をさらに拷問することは帝国法に違反しているので直ちに釈放すべしというのが内容であ

原告はこの推定される慣習法を主張し続けた。原告側代訴人ヨハン・ヤコブ・グロンベルガーが1585年になってもなお市の条令集の公開を主張していることは、原告が何を根拠に不当逮捕の主張にこだわったかを示唆している⁽⁶⁶⁾。一方帝国調査官は市の慣習は帝国法と矛盾があるのではないかと問うているが、これに対して市の司法官は慣習法と帝国法は矛盾していないと答えている。しかし拷問の適用条件を問われた彼らは一様に言葉を濁すか、知らないと答えているのである⁽⁶⁷⁾。魔女裁判自体がごく少なく、魔女犯罪に関して積み上げられた慣習法の内容や存在自体にも疑義があるにもかかわらず、結局のところ彼らは在地の慣習と帝国法を突き合わせることはせず、ほとんど前者、ことによると専らその都度の自分たちの日常感覚に依拠しているわけである。魔女裁判の司法実務を考えると、この例が示すように帝国法と地方慣習法の懸隔は、これまで十分に研究されてこなかった重要なテーマとなるはずである。

2) 誰が訴追を主導したのか

このように原告側は市を脅す材料として、より上位の権力である帝国代官府を持ち出している。当事者は自分と直接対峙する上位権力者のさらに上位にある権力機構の権威に訴えることが多い。この裁判の場合、市の上位にある帝国小代官府は市とぐるになっていると認識されていたから、さらにその上位の帝国代官府に訴え、またそれとの個人的関係を利用して利用しているのである。

市は魔女裁判を強行してはいたが、市の司法官の間では当初からザロメ断罪に向けて意見が一致していたわけではない。原告側訴状にあるように参事会の意見は逮捕前から割れていたようであるし、1579年当時の4人の当番市長もまた逮捕後は無実を明らかにしてすぐに釈放されることを願っていると、支援者を宥めるような発言をしている⁽⁶⁸⁾。もちろん支援者の背後に控える帝国代官府の威光を慮ってうわべだけザロメに好意的な態度を示した可能性はあるだろうが、しかし参事会員の一人はザロメの訴追に幾人かが疑問を持っていたこと、そして訴追を喜ぶ者を叱責したことを言明しているのである⁽⁶⁹⁾。

一体ザロメの告発を望んだのは誰なのか。ザロメの逮捕に際しては原告側と被告側で引

る。但しシュトライトが主張するような都市法への言及は見当たらない。またこの慣習法の件はヨハン・バプティスタの口から出ており、開示を要求して市側に激しく迫った原告側の支援者は、彼の言葉だけを信用して行動していたことが証人尋問の過程で明らかになっている。ADBR, 3B 307/2/54, fol. 177r-179r.

⁽⁶⁶⁾ ADBR, 3B 307/1/41.

⁽⁶⁷⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 253r, 305v, 332v, 351r.

⁽⁶⁸⁾ ADBR, 3B 307/2/54, fol. 251r-251v.

⁽⁶⁹⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 232r.

用する噂が正反対である。原告は逮捕以前には悪い噂などまったくなかったとする。しかし被告側は「貧乏人は逮捕され、金持ちが捕まらないのはいつものことだという声が一般の噂としてあった。」「庶民はザロメが魔女として捕まったという話でもちきりだった。裕福な者が逮捕されるのはいいことだとも言われていた」との住民の声を引き合いに出している⁽⁷⁰⁾。ゲーブヴァイラー夫妻はカイザースベルク土着の市民ではなく、以前にはミュンスター溪谷にも住んでいたことがあったらしい。ザロメが監視人に語った言葉として、自分が焼かれる時にはミュンスターの谷からたくさんの人が見に来るだろうというものもあり、この頃から彼女には魔女の噂があったらしい。また参事会員ダンゲナーハは帝国調査官の尋問に答えて「ザロメの逮捕を喜んだ人々がいるのは、彼らの笑いから察することができたが、その理由は分からない」とも語っている⁽⁷¹⁾。これらを総合すると一般市民の中にもザロメの告発を喜ぶ声があり、おそらくはそれを参事会も無視できなかったと思われる。

帝国最高法院への訴状では市 (meister und rath) と並んで帝国小代官ラザルス・フォン・シュヴェンディが被告として名を連記されている。無効確認訴訟は訴訟の相手方が帝国直属身分でなければならず、訴訟ではしたがって個々の裁判所に対するだけでなくその上位の君侯政府まで被告として指名されることがままあった⁽⁷²⁾。このカイザースベルクの事例もそれに該当すると考えられるが、ただここでシュヴェンディの名が挙がっていることにはそうした裁判管轄の形式上の問題以上の含みがある。原告はシュヴェンディが参事会の陰で糸を引いていると見なしているのだ。帝国の召喚状に記された原告の主張には財産の没収を狙ってザロメを罪に落とそうとしているフォン・シュヴェンディこそが黒幕であると書かれている⁽⁷³⁾。

ところでこの主張は決して根拠のないものではなかった。1569年から帝国小代官を務めていたヨハン・ヴェリンガーは、1572年に小代官の職を辞することにした。実は彼は自分の地位をザロメの夫ヨハン・バプティスタに譲り、後継者とすることを望んでいた。ヨハン・バプティスタは当時、帝国シュルトハイスである。しかし翌年、ヴェリンガーは財政難を理由に、1,000 グルデンの補償金と引き換えに、ホーエンランツベルク領の領主

⁽⁷⁰⁾ „daß man in gemein gesagt, eß sei wunder, daß man die Gebweilerin so lang hab gehen laßenn, doch geschehe solcheß in gemein, daß man die armen fahet, vnnd die reichenn loffen laßet“, „vnder dem gemeinen man ein sag erschollen, die Gebweilerin sei alß ein hexin gefangen worden, vnd man thu nun recht, daß die reichen auch angriffen worden“ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 221v-222r, 283v.

⁽⁷¹⁾ „er könde deß frohlockenß vrsach nitt anzeigen, die freud aber hab er auß etlicher leutt lachen erkennen können“ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 232v.

⁽⁷²⁾ Oestmann, S. 64f.

⁽⁷³⁾ ADBR, 3B 307/1/2

ラザルス・フォン・シュヴェンディに帝国小代官職を譲渡することを決定した。帝国代官フェルディナンドは、20年間16,020グルデンの対価としてこの措置を承認し、ラザルスを小代官職に任命した。シュヴェンディはさらに帝国代官府の借金1万グルデンを2年間肩代わりすることを約束した。魔女事件に関するシュヴェンディの政治については、別章で述べるが、同時に領邦君主でもあった彼はその領土構築のためにも多額の資金を必要としていたのである。

おそらく市の司法官はザロメ訴追について本来は意見が割れていたにも拘らず、帝国小代官からの無言の圧力と市民の下からの要求に押される形で訴追を決定したものと思われる。そして一度決定するとあとは帝国都市としての意地と名誉の問題になっていったのではなかろうか。上位権力の帝国代官府の威光を笠に着て市に対し威圧的に接してくるザロメ支援者に市は自尊心を逆撫でされ、態度を硬化させたと思われる。元々ザロメに好意的だった市長の一人ツァハリアス・グラナーは、ザロメ逮捕以降は態度を豹変させて支援者側との一切の接触を拒否し、手紙も受け取ろうとせずに足元に放り投げている⁽⁷⁴⁾。

3) 悪魔学的諸要素について

ザロメの自白には姦通の疑いは記されていない。他の男と寝たことはないと断言する。ただ友人から引き受けて養育していた子供については夫と意見が合わなかった⁽⁷⁵⁾。被告は、この夫婦の不和を繰り返し強調することで、ザロメが悪魔の誘惑に負けたであろう動機を探っているようである。市側の文書では、ヨハン・バプティスタが金に執着する利己的な人間だということとザロメが感じる夫との距離感とが対になっている。一方ザロメもまた金銭に執着する性格であることが自白調書の中で示されており、暗に彼女の邪悪さを示す指標として機能している。

先稿で紹介したように、ザロメの自白には悪魔との出会いと情交、神の否認、魔女の集会への参加など悪魔学による魔女犯罪のレパートリーが一通り揃っている。だが何よりも詳しく、中心をなすのは風呂屋ブツマン殺害の一件である。悪魔の要求で全能の神を否認したという内面の罪を自白した後でも、この個別害悪魔術について執拗に尋問が続いている。サバトの描写はあっても参加者は知らない人ばかりだった。要するに彼女は共犯者を自白していないし、当局もそれを強要していない。天候魔術のような不特定多数に対する害悪魔術の記述もない。要するに風呂屋殺害以外の要素は魔女裁判としての形式を整え

⁽⁷⁴⁾ ADBR, 3B 307/1/3, Art. 37-38.

⁽⁷⁵⁾ ADBR, 3B 307/1/3.

るために付け足したかのようにすら見える尋問と自白のあり様である。しかも殺害の手段は毒殺という身体へのほとんど直接的攻撃によっている⁽⁷⁶⁾。ザロメはクリゾリトゥスという石を身につけて以降、悪魔を寄せ付けなかったとも記されているが、市の司法官はいずれもそうした霊力を持った石には関心を示していない⁽⁷⁷⁾。市の司法官は悪魔学の枠組みを受け入れながら、その要素のあるものには関心を集中し、あるものはおざなりに形だけの添え物として調書をまとめている。自分の都合に合わせて取捨選択しながら魔女犯罪という難題に取り組んでいるのである。

3.3 風評の評価

ザロメ事件を少し離れてカイザースベルク市参事会が噂にどのように対処していたか、少ないながらも事例を拾ってみたい。1609年に参事会はある風聞事件について法律家に鑑定を求めている。ある奉公人が仕立屋の女房について訴えた事件である。彼女が自分の父親に魔法をかけて仕事ができないようにしたという。奉公人は以前からこの女房といがみ合いをしていた。参事会はこれにどう対処したものか困ったようである。というのも以前に処刑された魔女の口からはこの仕立屋の女房の名前は挙がっていなかったからである。かと言って多くの者がその噂をしている以上、事態を放置しておけなかった。注意すべきは風聞の真実性に関する奉公人の主張である。彼によればこの噂は誰もが知っていることだから、ことさらその真実性を証明する必要などないというのである。噂は噂の存在自体が内容の真実性を保証する。この事件では隣人たちが証人尋問を受けている。証人たちは町の通りを行く車に死んだ魔女や新米の魔女が乗っているのを見たといった奇怪な話でこの疑惑に色を添えた。ヨーロッパの民間伝承の死者の行進、ないし「荒ぶる軍団」をも思わせる。果たしてこれを取り上げて逮捕・尋問すべきであろうか、参事会は迷いに迷って法律家に相談の手紙を送っている⁽⁷⁸⁾。魔女の風聞を巡る事件では通常噂の真実性の証明が噂をした側に求められる。証明と言っても誰それがこう言っているという証言集めに終始するだけで、またそれで十分なのである。概ね当局は噂をした側に不利な裁定を下すことが多い。晒し刑など刑事罰もよく見られる。当局は通常そうした風聞には深入りしたたがらない。それを公的裁判の場に取り上げると、証人尋問に加えて当事者の逮捕、尋問、家宅搜索など手間と費用がかかるのである。

同じ中傷事件でも、1660年の事件では疑惑の渦中にいるのが身分のある人だからであ

⁽⁷⁶⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 84v-104r.

⁽⁷⁷⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 207v.

⁽⁷⁸⁾ AMK, BB 51, fol. 164r-165v. 依頼を受けたメッツガー博士の回答は残されていない。

ろうか、人々はより慎重になっている。ある参事会員の妻に噂が立てられた。しかし誰しも他人の話からの又聞きばかりで、噂の出所を特定しようとした参事会の努力は無駄に終わった。参事会はすべてを道端での戯言として片付けるに至った⁽⁷⁹⁾。

3.4 自白の真実性

帝国調査官による尋問では悪魔が裁判官を騙して誤った判断をさせる可能性についても問われている。これに対し市の司法官は当然のことながら一様に否定している。参事会員フロッシュエッサーの答えが代表的である。

「悪魔は確かに女たちだけでなく、裁判官をも眩惑しようとするだろう。しかし裁判官は女どもの自白にのみ基づいて判断を下すが故に、眩惑されるのは女たちの方であり、裁判官ではないと考える。⁽⁸⁰⁾」裁判官が悪魔に眩惑されて誤った判断を下さないことの根拠は、自分の耳で聞いた被糾問者の自白に求められている。ここでも語られた言葉自体が真実性を具現するのである。彼は学者ではなく裁判官であり、何か動かぬ基準を立ててその都度判断を下さねばならない立場だった⁽⁸¹⁾。悪魔学の知見について自分には分からない、そうした問題は専門家に聞いてほしい、と答えている他のすべての参事会員同様、彼には悪魔の能力やその奸計といった悪魔学的テーマは重要ではなかったのであろう。

信用できない証人 [=先に処刑された3人の魔女] の証言に基づいて名誉ある人間も捕縛され、拷問されてよいのかという問いに、参事会員ヴェンデリン・モーナーは然りと肯定している⁽⁸²⁾。自白があったことが本質的であり、その内容は検証の対象にはならないのである。自白の信憑性についての問いに被告側証人たちはまともに答えていない。自白が真実かどうかは結局のところよく分からない、自分たちは聞いた自白に基づいて正しく裁いたのだという彼らの言い分は、自白を心証形成の材料として考える今日的思考とは明らかに異質であるが、それが中世的当事者訴訟における自白の名残であるのか、生ける真実として新しい糾問手続きにおける証拠調べの補完物だと考えられるのかは今ここでは置いておきたい⁽⁸³⁾。

⁽⁷⁹⁾ AMK, BB 23, fol. 53r-54v.

⁽⁸⁰⁾ „sagt zeüg, er haltte wol dafür, daß der sathan nitt allein die weiber sondern auch die richtter gern verführen wolte, dieweill aber der richter vff der weiber bekenntnuß allein sicht vnd füset, so glaub er, daß der richtter nitt verführt werde, sonder daß die weiber sich selbst verführen, etc.“ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 294v.

⁽⁸¹⁾ 彼の本来の職業は皮鞆師であり、当時は葡萄栽培で生計を立てていた。他の参事会員も多かれ少なかれ何らかの営業とのつながりを保っている者が多い。

⁽⁸²⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 351r.

⁽⁸³⁾ Gerd Kleinheyer, Zur Rolle des Geständnisses im Strafverfahren des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit, in: Hermann Conrad (Hrsg.), Beiträge zur Rechtsgeschichte, Gedächtnisschrift für Hermann Conrad, Paderborn/München/Wien/Zürich 1979, S. 367-384; ミシェル・フーコー『監獄の誕生』新潮社 42

ザロメの拷問で体を引き上げる際、足が床から離れる場合でもその時間は「主の祈り」を唱える間だけだった、つまりごく短時間で、拷問は穏やかであったという主張は被告が繰り返すところである。祈祷はしかし時間的指標としてだけ機能していたわけではなかっただろう。拷問の中に悪魔払的な要素がどれだけあったのか判断するのは困難である。だが拷問は被疑者の体を闘いの場として行なわれる悪魔との対決という側面があったからには、祈りには特別な意味があった筈だ。悪魔の力を押さえ込めば、そこには真実の光が自ずと現われる、こう考えられていたのであるか。だとすればこれは中世的当事者訴訟において原告の訴えを被告が否認した場合に決闘を申し込む構図とも比較できるであろう。

だが仮に在地司法官にとっての自白観念が真実の探求とは別次元のものであったとしても、それでもこの帝国レベルでの無効確認訴訟では自白の信憑性を問うことが中心問題であり続けた。ザロメの自白が自由意思で揺るぎないものだと誓って言い得るか、拷問や脅迫、甘言がなくとも彼女は同様の供述をなしたと信じるか、もし彼女が釈放されたら同様の自白を堅持すると思うか、「弱く臆病で痛めつけられた女は忌まわしく間断ない苦痛、脅迫、教唆、甘言のもとでは罪もないのに辻褄の合わないことを自白するよう追い込まれることがあり得る」のではないか、等々、証人尋問ではしつこい程繰り返し問い質されている⁽⁸⁴⁾。

以上すべてを勘案すると次のような印象を持たざるを得ない。この帝国調査官による尋問では心証形成と自白及び証言との司法上の関連性が厳しく問われているが、市の司法官は問われるまで自らの正当化論理を熟考していなかったのではないか。しかもこのザロメ裁判には政治裁判の色合いが拭いきれない。その際彼らの観念は皆が噂しているから真実だという前述奉公人の考え方を共有しているように思われる。自白が真実かどうかの検証を問題化する帝国の調査官に対し、市の司法官は自白があるから真実だとする線から出ていない。両者の視点は互いに噛み合っていない。学識者ではなくしかも非識字者を含む彼らの判断は次項で述べるように司法外の要素に引きずられて魔女裁判を強行してはみたものの、判断の根拠を問われてまともには答えられず、発せられた言葉自体が真実性を持つ

頁；同「真理と裁判形態」フーコー・コレクション6（筑摩書房）所収；若曾根健治『中世ドイツの刑事裁判—生成と展開』1998年 多賀出版、423頁以下

⁽⁸⁴⁾ „einß blöden, zaghafftenn vnnndt vergwaltigten weibßbildts mit so grewlichen vnnachleßlichen peinigung, schwernüßen, betrauung plausibilibus persuasionibus, anreizungenn vnnndt schmeichlereien zu vnschuldiger bekandnuß vnerfindlicher dingen zu bewegen, zu zwingen vnnndt zu dringen sein möge.“ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 82r. 被告側証人尋問ではすべての証人にすべての質問がされているわけではないが、シュルトハイスと市書記には特に詳しくすべての質問が行なわれた。

という観念に引きこもって、通り一遍の答えに終始しているようなのである。

3.5 政治権力と魔女裁判

ラザルス・フォン・シュヴェンディがこの裁判に直接介入したという証拠はない。しかし彼は裁判の行方を注視しており、市の慣習に反して被告人尋問の主導権を小代官府のシュルトハイスに握らせているのである。ザロメを尋問する中で市の司法官は言っている。「さっさと自白しろ。もうシュヴェンディ閣下の使者がご到着だ」⁽⁸⁵⁾。また原告によるとザロメが自白した内容を書面で送れとの命令をフォン・シュヴェンディ閣下より受けているとも被告は発言している⁽⁸⁶⁾。ザロメ自身も自分の支援者の活動によりシュヴェンディを怒らせたと認識している⁽⁸⁷⁾。このように市は帝国小代官シュヴェンディの意向を汲む形で魔女裁判を遂行しており、明らかに帝国小代官府の威光を訴追側の味方として利用している。これに対してザロメ支援者は帝国最高法院プロクラトールのコグマンをはじめ帝国代官府主計長のシュトライト、ホーフエルデンのフォクトたるヴェーバーなど、帝国代官府と太い人脈を持ち、その威光を後ろ盾にして市に圧力をかけていた。極めつけは代官府参議会からの手紙をちらつかせて恫喝したシュトライトの行動であろう。こうしたやり方はしかし市の態度硬化を招いて逆効果になったことが考えられる。

だがさらに示唆的なのはザロメ裁判の終了後ではあるが、1590年にカイザースベルク市参事会の内部討議資料として作成されたと思われる文書である⁽⁸⁸⁾。そこでは前年1589年に処刑された3人の女性の自白で魔女の仲間として名の挙がったマルガレーテ・ローゼンベルクのことが問題となっている。彼女は裕福であったため帝国小代官のヴィルヘルム・フォン・シュヴェンディは財産没収のための差し押さえを要求した。彼女の夫はシュルトハイスに懸け合ったが埒があかず、参事会に対して猛烈に抗議した。刑事裁判で有罪宣告されたわけでもない市民の財産を差し押さえたりはできないはずだ、それは古き良き慣習に反していると。帝国小代官はまた3人の魔女の処刑の際に自白調書を読み上げることも要求していたが、自白調書の中にはマルガレーテの名前が入っており、これを公知させようとする小代官側の思惑が透けて見える。一方市内にも彼女の逮捕を望む声が出て来たところ、彼女は友人に危険を告げられて逃亡した。ところが3人の魔女の刑事公判のために

⁽⁸⁵⁾ „sie solle nur bekennen, es seÿe albereit bottschafft von dem herrn von Schwendi ihret halben kommen“.
ADBR, 3B 307/1/6 ; 3B 307/2/54, fol. 175r.

⁽⁸⁶⁾ ADBR, 3B 307/1/6 ; 3B 307/2/54, fol. 15r

⁽⁸⁷⁾ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 208v.

⁽⁸⁸⁾ AMK, FF 1, Hierinn zu sehen wie es eine gestalt mitt dem malefitz rechtten zu Keÿsersperg vnd was dem reichs vogt ane derselben hohen oberkeitt gebüre vnd was sich mitt Margretha Rosenbergerin verlossen, etc.

小代官府名代の役人を送ってほしいという市の要請を小代官側は断り、あくまでもマルガレーテの名前の朗読と財産の差し押さえを要求しているのである。市民の間に不穏な空気が生まれるのを好まない参事会は慣習に反することになる調書の朗読をためらったが、強い要求の前に押し切られて渋々自白調書の朗読には応じた。しかし差し押さえは行なわず、近日中に協議して返事をする小代官に回答している。小代官の要求は慣習を無視した無茶なもので、市民の不安を煽ることにもなる。しかしこのままその要求を突っぱねると刑事公判の形が整わず、裁判の正当性に疑問が出てくる。マルガレーテの財産差し押さえの件はその後の展開が不明だが、当時の市がこういう難しい状況に立たされていたことをよく示している文書である。さらに同文書では刑事処断の権限は唯一市参事会のみであり、帝国小代官があれこれ指図することではないと強調した上で、被疑者の取調べについては最近になってシュルトハイスが同席するようになったが、本来これは市の慣習にはなかったことであると述べられているのである⁽⁸⁹⁾。ザロメの尋問を主導したのはおそらくシュルトハイスのゲオルク・オッフインガーであろうが、これはつまり小代官府が介入して市の慣習を変えさせた結果なのである。このように市は小代官府のやり方にも強い抵抗感を示している。

3.6 魔女裁判の終焉

1586年6月、ザロメは死んだ。いつも通りに食事を運んできた使いの者が牢の中で死んでいる彼女を発見している。おそらく衰弱死と思われる。風呂屋2名を含み参事会員を中心とした7名の検死団が6月4日にザロメの遺体を検分して、結果をハーゲナウの帝国代官府に送っている。遺体は膨れて左胸には青い癍痕が見られ、通常の死体のような死後硬直が見られない、そして体中に青と黄色の斑点があった。これをもって参事会はザロメが魔女であることの印となし、帝国最高法院の判決が出るまで樽に入れて刑場に埋めることとした。その際立ち会った人々に彼女の自白調書が読み聞かされた⁽⁹⁰⁾。原告コークマンとグロンベルガーは27日に帝国最高法院に書簡を送っている。それによると彼女は死の数日前に聴罪司祭に対し、自分は虚偽の自白をしたがこれを繰り返したくないと話している。これを漏れ聞いた市当局はザロメは頭がおかしくなっていると、その後3日間誰も牢には入れさせなかった。そして4日目に彼女は死体で発見された⁽⁹¹⁾。

⁽⁸⁹⁾ AMK, FF 1, Hierinn zu sehen wie es eine gestalt mitt dem malefitz rechttten zu Keÿsersperg vnd was dem reichs vogt ane derselben hohen oberkeit gebüre vnd was sich mitt Margretha Rosenbergerin verlofften, etc.

⁽⁹⁰⁾ ADBR, C43/57; 3B 309/7

⁽⁹¹⁾ ADBR, 3B 307/1/48

一方夫のヨハン・バプティスタもこれとは別にハーゲナウに手紙を送って参事会のこの措置に対する不満を表明している⁽⁹²⁾。また彼はカイザースベルク市にも手紙を送っている。ザロメは死の直前まで病気だったとは聞いておらず、聴罪司祭にも会っている、しかも検死後数日の間6月の暖かい気候の中で放置されていたのはどうしたわけだと彼女の死因に対する不審の念、遺体の取り扱いへの不満を表明している⁽⁹³⁾。

ザロメの死後も裁判は継続して行なわれたが、原告側も訴訟に疲れが見えてきた。コークマンとグロンベルガーの名前で出された早期の判決を求める嘆願状にはコークマン自身の高齢による衰弱に加えて、何よりも長引く裁判によって財産をすり減らし、経済的にも苦しくなってきたこと、魔法の親戚という噂が立って自分の娘も結婚ができないでいることが綴られている⁽⁹⁴⁾。

被告側も同様に裁判の早期終結を望んでいた。市の法律顧問ラミンガーから出された嘆願状には、テュルクハイムで処刑された魔法の自白内容が繰り返され、ザロメ有罪の証拠は既に公になっておりもはやこれ以上の証明は不要であると記されている⁽⁹⁵⁾。

だがザロメの遺体に対する参事会の取り扱いに対しては支援者は黙っているわけにはいかなかった。参事会の行動は彼女及び遺族に対する許し難い侮辱であるとして、1587年8月17日ザロメ支援者はヨハン・バプティスタの名前でカイザースベルク市を相手取り、帝国最高法院に名誉毀損訴訟を提起した⁽⁹⁶⁾。市も帝国都市としての対面を保つために全力で自己正当化を試みている。この裁判はしかし1年足らずで決着を見ないまま終わってしまう⁽⁹⁷⁾。

魔法ザロメ・ゲープヴァイラーの名前は1596年になってもなお、ミュンスターのある魔法の自白の中に集会への手引き役として登場している⁽⁹⁸⁾。

ザロメが死亡した翌年の1589年にはさらに3人の女性が処刑され、これが記録上最後の魔法裁判となった⁽⁹⁹⁾。しかし、これで魔法騒動がなくなったわけではない。1604年、1605年、1614年には、魔法についての名誉毀損訴訟が参事会議事録に記録されてい

⁽⁹²⁾ ADBR, C43/55

⁽⁹³⁾ ADBR, C43/58

⁽⁹⁴⁾ ADBR, 3B 307/1/53

⁽⁹⁵⁾ ADBR, 3B 307/1/50

⁽⁹⁶⁾ ADBR, 3B 309/2

⁽⁹⁷⁾ ADBR, 3B 309/1 ; Ralf-Peter Fuchs, Ius oder iniuria? Hexenprozesse des Rates von Kaysersberg im Spiegel eines juristischen Diskurses um Ehre und Wahrheit, in : Friedrich Battenberg, Bernd Schildt (Hrsg.), Das Reichskammergericht im Spiegel seiner prozessakten. Bilanz und Perspektiven der Forschung, Köln/Weimar/Wien 2010, S. 157-178

⁽⁹⁸⁾ AMM, FF4, S. 99-100

⁽⁹⁹⁾ AMK, FF 9 Criminal Vrthell zu Käysersperg ao. etc. 1589.

る⁽¹⁰⁰⁾。さらに市はフライブルクのトマス・メッツガー宛の書簡において、ある女性に魔女の噂があるが拷問すべきかどうか問い合わせしており、魔女裁判が行なわれた可能性があるが、その記録は残っていない⁽¹⁰¹⁾。さらに1630年にはキーンツハイムの役人から、ホーエンランツベルク領で裁かれた魔女が共犯者としてカイザースベルクの女性の名を自白したので、然るべく対処していただきたいとの書簡を受け取っている⁽¹⁰²⁾。しかしこれを受けての捜査記録などはカイザースベルク側には存在しない。

1623年5月4日の参事会議事録には霜や雹といった魔女の天候魔術に対して作物に神の御加護があるようにと、深夜2時に鉄格子を打ち鳴らすことを命じた記録がある⁽¹⁰³⁾。確かに魔女が引き起こす荒天と害悪は相変わらず恐れられていたのだ。だがそれにもかかわらずもはや魔女裁判が起きることはなかったのである。

3.7 迫害の理論と迫害の意志

1588年12月14日に本件無効確認訴訟に対する帝国最高法院の判決が下された⁽¹⁰⁴⁾。帝国最高法院への提訴事件はその記録の多くが失われ、結論が判明しているものは僅かに過ぎない。また帝国最高法院は判決理由を記録しておくよう義務づけられてはいたが、これは訴訟当事者への説明を目的としたものではなく、内部の覚書きといった性質のもので、引用などの形で後年に公刊されたものも多くはない。ザロメ事件はその数少ない例にあたり、陪席判事による判決提案と判決が残されている⁽¹⁰⁵⁾。判決提案は陪席判事が合議制の審判部で審理するために書くもので、帝国最高法院の判決理由を知るための史料として利用できるものである。エストマンの調査によれば魔女事件に関して記録が残っている無効確認訴訟はそのすべてが原告側敗訴に終わっている⁽¹⁰⁶⁾。そしてザロメ裁判もその例に漏れない。

提案を方向づけるのは次のような論理である。魔女犯罪には悪魔と関係を持って夜の集會に飛んで行くという精神的な罪と、密かに毒殺や害悪魔術を行なうという、より外面的

⁽¹⁰⁰⁾ AMK, BB 16, fol. 5v, 48r, 94v; BB18, fol. 265v-267v.

⁽¹⁰¹⁾ 書簡は1605年から1611年の間のもので正確な年代は不明である。AMK, BB 51 (1605-1611), fol. 162r.

⁽¹⁰²⁾ AMK, FF 1, Brief von 5.9.1630.

⁽¹⁰³⁾ AMK, BB 20, fol. 171r. 1620年代初めは悪天候で作物と葡萄の出来が極めて悪かった。Muller, p. 62-73; Scherlen, S. 293.

⁽¹⁰⁴⁾ ADBR, 3B 307/1 Protokollbuch (Anno 1588)

⁽¹⁰⁵⁾ Adrian Gylmann (Andreas von Gail), *Symphorematis Svpplicationvm, Pro Processibvs, Syper Omnibus Ac Singvlis Imperii Romani Constitutionibus, in supremo Camerae Imperialis auditorio impetrandis, Frankfurt am Main 1605, Tom. II, Part. I, Votum VI, S. 75-83.*

⁽¹⁰⁶⁾ Oestmann, S. 70 勝訴の見込みのない無効確認訴訟が原告にとってどれほどの益があったのかという問題が残るが、最終的な勝ち負けはともかく、ザロメ裁判に見るようにとりあえざる訴追の進行を止める効果があったことは確かであろう。

で具体的な罪の2つの側面がある。前者がどのようになされるのかについては学者の間に争いがあるが、具体的な損害がなくとも悪魔と契約を結び、神を否定したという精神的な罪だけで十分断罪に値する。しかしこれは魂の内部で行なわれる犯罪であり、法的な徴表について問えるのは害悪魔術に関してである。ここで判決提案は魂の内面の罪を魔女犯罪の本質的なものとしながら、その外面的な表われである徴表が拷問に十分であるかどうかについて検討している。決定的なのは魔女犯罪は例外犯罪であり、これは例外手続きによって裁かれねばならないという立場の宣明であろう。なぜなら途方もなく忌まわしい犯罪においては、法の限度を超えることが許されるからである⁽¹⁰⁷⁾。徴表の評価についても不完全な徴表を算術的に加算することで完全な徴表になるという方向に傾いている⁽¹⁰⁸⁾。

都市司法官の主要な関心は具体的な害悪魔術の有無にある。内面精神の罪の自白はこの害悪魔術という主要な罪状の脇役に過ぎない。一方で帝国最高法院はこの内面の罪こそが本質的であると考えている。両者は結論は同じでもその理由づけの論理が完全に違っているのである。

ザロメ・ゲープヴァイラーを魔女として裁いたカイザースベルク市の司法は帝国の最高裁判所で是認され、訴訟費用は当事者同士の協議による清算に任された。その後の費用負担については不明だが、この裁判を通じて市もまた魔女裁判の難しさについて考えさせられたであろう。市参事会には魔女を撲滅するというイデオロギー的狂信性は感じられない。しかしまた神と地上の敵としての魔女という悪魔学的観念を否定する動機も存在しない。見えない敵に対する不安はなくなったわけではなかった。「千人の罪ある者を罰しないでおく方が、一人の無実の者を罰するよりいいのではないか。」と証人尋問で問われた市の司法官たちは、原則としてそれを正面から否定することはない。しかし「事柄の性質により」「違法が処罰されないという行き過ぎは良くない」と必ず留保を付けている⁽¹⁰⁹⁾。治安維持に傾く思考はまたこうした不安の表れかもしれない。

カイザースベルクの魔女迫害に帝国小代官府が背後から圧力をかけていたとの推測は十分に成り立つ。しかしザロメに対する魔女裁判を茶番の政治的裁判だと決めつけるわけにはいかない。市参事会は小代官府の圧力にただ迎合していたわけではなく、彼らなりの損得勘定を頭に入れていた。そして何よりもザロメは魔女として裁かれたのであり、在地の司法官は彼らなりの判断基準でもって魔女犯罪の有無を判断したのである。ただその判断

⁽¹⁰⁷⁾ Gylmann, Tom. II, Part. 1, Votum VI, S. 79, Rn. 54.

⁽¹⁰⁸⁾ Gylmann, Tom. II, Part. 1, Votum VI, S. 80, Rn. 61 ; Oestmann, S. 200.

⁽¹⁰⁹⁾ „viel beßer vnndt treglicher tausent schuldige zuerledigenn, alß einen vnschuldigenn zu verdammen“, „nach gestalt der sachenn“, „doch nitt zuuiel, daß daß vnrecht vngestrafft pleib“ ADBR, 3B 307/2/55, fol. 75r, 297v, 340v.

を左右したのは第一には学識に基づく迫害イデオロギーではなかった。悪魔学的知の内容について彼らは詳しくないし、さほど興味も持っていない。訴えられて訴訟書類をまとめるには法律家の手を借りていたが、彼ら自身は学識法たる普通法には通じていない。そして法律家は予備審問にも本裁判にも加わっていない⁽¹¹⁰⁾。帝国都市司法官の拠り所は在地の慣習法であり、市の内外に対する政治的配慮であり、そして小都市の市民としての彼らの日常感覚であった。カイザースベルクの魔女裁判はこの小規模帝国都市という空間の文脈で考えられなければならない。

カイザースベルクの勝訴に終わった帝国最高法院の判決が、魔女狩りの活発化につながったのかどうか、エストマンはそれ以上の推論を控えている⁽¹¹¹⁾。確かにこの無効確認訴訟では、市の司法官団が帝国小代官府からの圧力に対して活発な抗議をすることはなかったし、実際この判決の後にも3人の女性が処刑されている。しかし市の司法官は迫害を強く支持したわけでもない。その理由の一つは、彼らは魔女の撲滅に強い使命感を抱いていたわけではなく、その都度政治的な要因が重要だったからだろう。17世紀には上記のような天候魔術に対する当局の対策はあったものの、魔女裁判が行なわれることはほぼなくなってしまった。イデオロギーとしての悪魔学の枠組みや魔女に対する心理的不安が存在しても自動的に魔女裁判が始まるわけではないし、逆に司法的迫害が終わることは直ちに魔女迫害イデオロギーが疑問にさらされたことも意味しない。E・H・ミデルフォートの言う魔女裁判における「信頼性の危機 (Crisis of confidence)」とは、とりあえず実際の迫害に関わる司法的信頼性の危機として考えられる⁽¹¹²⁾。特にこの無効確認訴訟の過程で市は経済的にも精神的にも相当な負担を強いられた筈である。この裁判では通常特に問われないような措置についても、一つ一つ正当性を説明し、法律家と調整する必要があった。社会における魔女裁判への信頼は、司法行政側の精神力が常に供給されていなければ維持されないだろう。この力には、迫害イデオロギーや邪悪な力に対する恐怖という一般的な心理だけでなく、特定の被告人の罪状や具体的な手続きの合法性に対する確信も含まれる。市は勝ったとは言え、支払った経済的・精神的費用に比して、この帝国レベルでの訴訟を

⁽¹¹⁰⁾ この点で筆者が調査した西南ドイツのフェルステンベルク伯領とは大きく司法の実際が異なっている。彼の地では法律家が尋問に加わって主導権を握っている。それどころか領邦の境界を越えて地域的な法律家のネットワークが存在し、情報交換をしながら魔女迫害を行っていた。Muta, Kazuo: Fürstenberg, Grafschaft. in: Lexikon zur Geschichte der Hexenverfolgung, hrsg. v. Gudrun Gersmann, Katrin Moeller und Jürgen-Michael Schmidt, in: historicum.net, URL: http://www.historicum.net/no_cache/de/persistent/artikel/5580/ (30.5.2014)

⁽¹¹¹⁾ Oestmann, S. 458.

⁽¹¹²⁾ H.C. Erik Midelfort, Witch Hunting in Southwestern Germany 1562-1684. The Social and Intellectual Foundations, Stanford 1972, pp. 121-163.

梃子にさらなる魔女裁判の原動力を得ることはできなかつたと考えられる。帝国最高法院で原告側の主張を全面的に否定して争った市当局も、これまでさほど深く考えてこなかつた自らの立論について考えざるを得なくなつた。そこまで考えを巡らすことは高い学識を持つわけでもない小都市の司法官には荷が重すぎた。こうしてイデオロギー的な鋭い対立を経験することもなく、司法における魔女裁判への意志は衰弱し、心理的な備給が枯渇して脱力していったのである。

4. ミュンスター

4.1 ミュンスター溪谷

聖グレゴリオ溪谷のミュンスター（以下「都市ミュンスター」）はフェヒト川の大溪谷と小溪谷が合流する地点に位置している。人口は30年戦争が始まった時点で溪谷共同体全体でも3,000人に満たず、このうち都市ミュンスターは僅か700人ほどの小さな共同体である⁽¹¹³⁾。ベネディクト会の修道院（以下「修道院」）が13世紀に帝国直属修道院となり皇帝に裁判権を譲渡した。その裁判権を皇帝が隣接する住民に与えたことで都市ミュンスターは帝国直属都市となつた⁽¹¹⁴⁾。したがってこの町は修道院に直接接するお膝元として発展した町であり、特権の帰趨を巡って修道院とは緊張関係をはらんでいた。

修道院の軛から逃れようとする動きは表立っては宗教改革という形で現われる。修道院長ブルクハルト・ナーゲルが新しい教理に靡いて1536年に修道院長職を辞した後、後継の修道院長もペストで死に、1539年から修道院長となつたペーターマン・フォン・アポネクスの代に都市ミュンスターとの対立が先鋭化した。1542年に都市の教区司祭トマス・ヴィエルがプロテスタントに転向して、都市内には修道院の高権に対する不満と共振する形でプロテスタントへの支持が広がり、修道院側との対立も激化した。ただ対立の主な争点は森林と水利の管理・利用に関するものである。両者は過去にも何度か争いの仲裁を外部に委託してその都度和解してきたが、1575年に帝国小代官ラザルス・フォン・シュヴェンディを仲裁者として受け入れ、その館があるキーンツハイムで1週間の協議の後に裁定が下つた。この裁定によって都市ミュンスターは少なくとも宗教上の問題については完全

⁽¹¹³⁾ Jean Matter, Die Einwohner der 10 Orte von Stadt und Tal Münster gegen Ende des 30jährigen Krieges, Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins N.F. 56 (1943), S. 256-300.

⁽¹¹⁴⁾ Gérard Leser, « Munster », dans : Bernard Vogler (dir.), *La Décapole*, p. 305-328 ; Friedrich Hecker, Die Stadt und das Thal zu Münster im St. Gregorienthal, Munster 1890, S. 3-9 ; Rodolphe Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle au point de vue géographique, historique, administratif, économique, social, intellectuel et religieux*, I, Paris 1897, p. 489-493.

勝利を取め、修道院とは別個の政治共同体としての地位を確立した。しかしその後も修道院は金納とは言え個々の市民に対する賦役権や森林管理権などミュンスター渓谷全体に対して大きな権力を持ち続けた⁽¹¹⁵⁾。それどころかキーンツハイム裁定の後も修道院は市の人事に介入を試みており、書記のヨハン・マイスの追い落としに一時は成功しているのである⁽¹¹⁶⁾。

統治制度としてはミュンスターは他の帝国都市と異なった独特の体制をとっていた。都市ミュンスターは両渓谷の合流点に位置するが、その上流の2つの渓谷に沿った9つの村と合わせて一つの裁判共同体を作っていた⁽¹¹⁷⁾。都市ミュンスターから都市参事会員6人、修道院から修道院参事会員3人、そして渓谷の村から計7人の村落代表が選ばれ、合議する形式であった。市長は都市と修道院から1名ずつ指名される⁽¹¹⁸⁾。宗教改革以後は修道院の代表は名目的なものになり、その発言権は著しく弱まった。またこの町にはツンフトが存在しなかったのも大きな特徴である。各村の代表者が参事会構成員だったことは、渓谷の利害は例えば共同請願といった言わば村共同体を単位とした「よそ行き」の言葉を介さずに、個別の直接交渉によって調整されていたと思われる。

十都市同盟は加盟都市の中で宗派が分かれており、コルマール、ランダウ、ヴァイセンブルク、そしてこのミュンスターがルター派のプロテスタント、残りはカトリックである。しかし魔女裁判関係の記録についてはコルマールとランダウは極めて貧弱かつ史料に偏りがあり、ヴァイセンブルクにはそもそもまったく残されていない。したがってプロテスタント諸都市の中で魔女裁判関係の記録がある程度残されているのはミュンスターのみであり、宗派による迫害の様相の違いを考察するためにもこの町の記録は検討に値する。

この町の迫害を概観してみると、まとまった迫害の波としては1583-88年に10人が訴追され1人が失踪している。さらに1617年には9人が訴追されている。つまり迫害の大きな波は他のアルザス都市の集中迫害時期とはややずれていることがわかる。1630年には確かに4人が処刑されており、ベンフェルトやシュレットシュタットで大迫害が起こっ

⁽¹¹⁵⁾ Vincent Fellman, « Le traité de Kientzheim de 1575 : l'apogée des tensions entre l'abbaye et la communauté d'habitants de Munster », dans : Claude Muller (dir.), *L'abbaye bénédictine Saint-Grégoire de Munster : pouvoir et savoir*, Strasbourg 2012, p. 91-115.

⁽¹¹⁶⁾ Jean Matter, Johann Meyß. Ein Münsterer Stadtschreiber aus der Zeit des dreissigjährigen Krieges, in : ders., *Mitteilungen über die Geschichte von Stadt und Tal Münster II* (1955), S. 3-41. 書記のマイスは魔女の監禁施設 (Hexenhäuschen) を牢獄と言うより豚小屋だとしてこれを執達吏の会所に移したことが糾弾されている。AMM, BB 9, H. Schwage Johann Meyßen sachen (1631) ; Matter, Johann Meiß, S. 13.

⁽¹¹⁷⁾ ズルツェルン, ホーロート, シュトースヴァイアー, ミュールバッハ, エシュバッハ, ルッテンバッハ, ブライテンバッハ, ゾンダーナーハ, メツツェラル

⁽¹¹⁸⁾ Jean Matter, *Quellen zur Verfassungsgeschichte von Stadt und Tal Münster*, in : *Jahrbuch des Geschichtsvereins für Stadt und Tal Münster* 6 (1932), S. 60-82 ; Rodolphe Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle I*, p. 492 ; Hecker, S. 43.

た時期と呼応しているが、後述するようにこの年の迫害はやや特殊であり、カトリック地域間の競争意識にも煽られた迫害のあり様とは一線を画している。この町の迫害はすべて宗教改革以降のものである⁽¹¹⁹⁾。したがって宗派による迫害の様相の違いは当然我々の関心に入ってくる⁽¹²⁰⁾。

しかしその前に社会経済的条件を見ておく必要がある。2つの川の合流点に位置する都市ミュンスターは背後の9つの村の産物の集積、販売の拠点として地域経済の結節点であった。この地域の経済は近隣のテュルクハイム、カイザースベルクとはまったく違って葡萄栽培には依拠していない。また穀物栽培にも適していない。ミュンスター渓谷はヴォージュ山地の中では鉱物資源にさほど恵まれていたわけではないが、それでもゾンダーナーハ村のスレート採掘、またメツェラル村の鉄は市の財源を潤す重要な収入源であった⁽¹²¹⁾。しかし経済の最重要な部分は牧畜による乳製品の生産である。当時から既にミュンスターチーズは贈答品や現物支払いの手段として引き合いが多かったのである。ところがミュンスター渓谷の牧畜業は16世紀末に大きな危機を迎えている。牛飼いたちは長年ヴォージュ山地を西に越えてロレーヌ公領の奥深くまで開墾・利用していた。人口疎にして荒地が多いこの地域にミュンスター人が入ってくるのをロレーヌ公も大目に見ており、都市ミュンスターはロレーヌ公と担保の契約を交わして安定利用できていた。それが1571年をもってロレーヌ公はミュンスターとの契約を打ち切り、公領内の等族に契約先を切り替えたのである。しばらくはロレーヌ人から又借りする形で仕事ができただけで、中央集権化を進めるシャルル3世はプロテスタントの「ドイツ人 (allemands)」を追い出す政策に舵を切り、ナンシーの中央政府、さらには帝国小代官のシュヴェンディにも働きかけた都市ミュンスターの努力も虚しく、17世紀初めにはヴォージュ山地を越えての牧畜は極めて困難になってしまった⁽¹²²⁾。したがって1583-88年の迫害の背景としてこの経済

⁽¹¹⁹⁾ アウグスト・シュテーパーは、ミュンスターで処刑されたアンナマライという女性の自白を日付なしで紹介している。彼女は緑色の服を着た悪魔に性的な誘惑を受け、小刀で腕に切り傷をつけられる。そして悪魔は彼女の傷口に唇を当てて血を吸うという、吸血鬼を思わせるような描写がある。また特に印象的なのはこのアンナマライはあまりに美しいので、司法官たちはその美しさに惑わされないように、彼女と対面するときは顔を背けて十字を切らねばならなかったという記述である。シュテーパーはこれをコルマルの同時代人の記録から抜粋したと記しているが、筆者は該当する史料を見つけることができていない。August Stöber, Die Hexenprozesse im Elsaß, besonders im 16. und im Anfange des 17. Jahrhunderts. Zum Theil nach ungedruckten Originalakten, in: Alsatia, Jahrbuch für elsässische Geschichte, Sage, Sitte und Sprache 6, 1856/57, S. 309.

⁽¹²⁰⁾ 「世界の魔術からの解放」とプロテスタンティズムを結びつけるマックス・ヴェーバーのテーゼについては vgl. Kaspar von Greyerz, Der Umgang mit Hexen in protestantischen Territorien, in: in: Mariano Delgado et al. (Hrsg.), Schwierige Toleranz. Der Umgang mit Andersdenkenden und Andersgläubigen in der Christentumsgeschichte, Stuttgart 2012, S. 121-141.

⁽¹²¹⁾ Henri Gachot, Vom alten Bergbau im Mittelalter im Münstertal, Jahrbuch des Geschichtsvereins für Stadt und Tal Münster 7 (1934), S. 123-149.

⁽¹²²⁾ Albert Fischer, « Die Verdrängung der Münstertäler Melker von den herzoglich-lothringischen Hochwei-

的打撃を考える必要がある。この時期の被告の大半は都市ではなく共同体の村から出ている。さらにペストがミュンスター溪谷を間歇的に襲っている。1576/77年にも都市ミュンスターだけで100人以上の死者が出ているが、1582/83年には都市ミュンスターで70名ほど、ズルツェルン村では100名に上る死者を数えている⁽¹²³⁾。

他の都市と比べた場合、おそらくミュンスター溪谷の迫害はその地理的条件に規定されるところが大きかったであろう。

4.2 16世紀の迫害

この町で記録された最初の魔女裁判は1539年のアガタ・ボッツラーという女性に対するものである。彼女はウアフエーデの上で釈放されている⁽¹²⁴⁾。既に1520年には魔術術(hexerey)の非難を受けた女性に関する訴えが記録されていることから、既に民間では魔女に対する忌避が強まっていたことが窺える⁽¹²⁵⁾。1544年には塗りを施した狼の歯を使った行為で被害を受けたと訴えた例が、参事会議事録に記載されている。おそらくは何らかの呪術だと思われる。両当事者共に自分の主張を証明できなかったため市当局は訴えを取り下げさせ、喧嘩両成敗の形で収めている。呪術自体は迷信禁圧の文脈で問題にされているわけではない⁽¹²⁶⁾。ボッツラー裁判の後40年以上にわたって魔女裁判は記録されていない。ほとんどの迫害は宗教改革以後、しかも1575年のキーンツハイム裁定以降に起こっている。

1582年になると参事会議事録に次の様な記述がある。「老女が溪谷の人々を治療しているが、今後そういうことは止めるべきである。参事会員はこれに憤慨して厳しく処罰するべし」としている⁽¹²⁷⁾。1583年には5人、翌年1584年には3人が訴追され、やや間が空くが1588年にも2人が逮捕・尋問されている。この最後の2人は1584年の被告の自白に既に名前が挙がっていることから、一応1583-1588年を第一波の迫害と見做すことができよう。10人の被告のうち少なくとも8人が火刑に処せられている。本格的な尋問を免れたバルバラ・ライハルスは市から通行手形を持たされている。これを持って彼女は10日以

den am Ende des 16. Jahrhunderts », in : *Annuaire de la Société d'histoire du val et de la ville de Munster* (1991), p. 11-48.

⁽¹²³⁾ Auguste Scherlen, Zur Geschichte des Medizinalwesens in Stadt und Tal Alt-Münster, in : ders., *Perles d'Alsace III*, Colmar 1934, S. 247.

⁽¹²⁴⁾ AMM, FF 1/2.

⁽¹²⁵⁾ AMM, FF 77, fol. 60v.

⁽¹²⁶⁾ AMM, FF 80, S. 302.

⁽¹²⁷⁾ „die allten weiber, so die leüth imm thal heilen/ hinfüro deßen müeßig steß sollen, vnnd daselb beÿ vermeidig meiner herrn ernstlich strafft“. AMM, FF 81, S. 450.

内に魔女術について自分の無罪を証明するための証拠を集めて参事会に提出するよう命じられたのである⁽¹²⁸⁾。彼女は鍵を市に預けて市庁舎の隣にある自宅を出たが、結局そのまま戻らず、10月に市は自宅に入って財産差押えのために目録を作成している⁽¹²⁹⁾。残りの一人カタリーナ・ブッケンターラーは判決文は残っていないながら、悪魔との「結婚式」、神の否認、様々な害悪魔術など典型的な魔女犯罪を自白していることから、おそらく死罪は免れなかったであろう⁽¹³⁰⁾。なお1585年にクステリンという名前の女性が魔女の疑いで溪谷を追放されたが、すぐに無視して戻って来て子供たちから糞を投げつけられたという報告がある。ミュンスター溪谷を永久追放になった彼女はおそらくは前年に火刑に処せられたクラダート・クステリンの娘だと思われる⁽¹³¹⁾。

1588年に処刑されたマグダレーナ・フェッケナイについては証人尋問記録が残っている⁽¹³²⁾。15人の証言の多くは彼女にもらった葡萄酒で病気になった、眠っている時にマグダレーナが現われて自分を苦しめた、道中で馬が立ち往生した時にマグダレーナを見たといった個別の害悪魔術を示唆するものになっているが、注目されるのは山中でのダンスの話である。ブライテンバッハ村のこの証人は山で材木を切り出していると歌が聞こえてくる。知り合いの牛飼いだろうと思っているとマグダレーナとその娘がやって来て、楽師もいるから一緒に踊ろうと誘ってきた。彼は気が進まず踊らなかったが、マグダレーナたちは踊って、それら突然消えてしまった。しかも彼女はお望みならいい女を紹介してあげるよと彼に持ちかけている。裁判における魔女犯罪の自白にはダンスが付き物である。ところが一般にアルザス帝国都市の住民の証言にダンスが登場することは非常に稀である。司法当局と住民の観念は一般に明らかな対照をなしている。これに対して周辺村落を抱えたここミュンスター溪谷では遠くから聞こえる音の怪異が魔女の踊りのイメージとして定着していたのであろうか。民間の証言ではダンスを目撃しても突然消えたり気を失ったり、非現実の夢のような体験として描かれる。別の証人は夜道を急いでいると4人の女が無言でぶつかってきて転落し、そのまま長いこと気を失なって気がついたら荷物がなくなっていた話を語るが、誰がととは言っていない。これも具体的な害悪魔術と言うより夢のような体験談として語られる。証人は具体的な顔見知りの隣人についての証言を求められており、

⁽¹²⁸⁾ ADHR, 1E 76/11, Copej, deß gleidts so Barbara weylandt Paulus Leihalf seligen hinderlaßnen wittib.

⁽¹²⁹⁾ ADHR, 1E 76/11, Inuentarium : Vber weylandt Paulus Leyhals des schreiners vnd bürgers zu Münster seligen hinderlaßner vnnnd von wegen beschreyter hexerey außgedrettner wittib, haab vnnnd güetter.

⁽¹³⁰⁾ AMM, FF 4, S. 85-89.

⁽¹³¹⁾ „Ist Custerin verdachter hexerey willen auch dem iren statt vnd thall zuuor offermals verboten gewesen, aber nichts verfangen, durch die buben mitt khott aufgeworffen, vnd statt vnd thal ewig verboten worden“ AMM, FF 81, S. 597.

⁽¹³²⁾ AMM, FF 96, fol. 41r-42v.

該当事者への魔女嫌疑を強く匂わせている。それでも証言は定型化した魔女のダンスの目撃談に止まらない。おそらくは彼らが体験する山の怪異とが融合しているのであろう。その体験談には乾いた悪魔学の図式には見られない夢幻的色彩が色濃く滲み出ている。

マグダレーナ・フェッケナイは1584年に処刑されたクラダート・クステリンの自白で名前が登場しており、証人尋問は1586年のことである。逮捕されたのはさらにその2年後だから、4年間にわたって魔女だとの噂が存在していただけでなく、都市当局も公的に捜査を行っていたことになる。住人の証言は圧倒的に彼女に不利なものばかりだが、それにもかかわらず当局は逮捕を急いでいない。ところが逮捕すると即日清書された自白調書が作られ、続いて一気に処刑されている⁽¹³³⁾。

1580年台の犠牲者11人中寡婦が5人、既婚が5人で独身者はいない。悪魔との出会いの背景に夫の暴力や放蕩が記されているもの、そして他の魔女からいい男を紹介してやると持ちかけられるものが目立つ⁽¹³⁴⁾。ブリギーダ・クロイトレリンの家に隣家の女が若者を連れて来て「私についてくるなら正直な男を紹介してやるよ」と言われたので、その若者が正直ならいいよと答えている⁽¹³⁵⁾。その後彼女はその若者 [= 悪魔] と情交に及んだのである。上述マグダレーナ・フェッケナイは夫が他の女の尻を追い回して家に金を入れないことで辛い思いをしていた。すると台所に悪魔が現われて金をくれる約束をしている⁽¹³⁶⁾。

被告のうち9人まで居住地が分かっているが、前述ライハルスを除いてすべては溪谷の村の住人である。逮捕されてから処刑までの日数は特に迫害の初期では意外に長く、2人ずつ逮捕された最初の4人には2~3ヶ月を要している。いずれも最終的な自白調書と判決文しか残っていないので家宅捜索や証人尋問等の捜査過程は分からないが、かなり慎重に捜査を進めていたものと思われる。共犯者については被告は概ね数名ずつの名前を挙げているが、ほとんどの場合実際に訴追されているのは1名ずつだけで、つまり共犯者の自白は自動的に次の逮捕につながるものではなく、何らかの選別が行なわれていたわけである。特に複数の被告が、悪魔と出会う前に自分に情魔を紹介したり魔女のサバトに誘ったりして悪の道に引きずり込んだ魔女の名を挙げているにもかかわらず、当該人物には捜査の手が伸びていない⁽¹³⁷⁾。

⁽¹³³⁾ AMM, FF 4, S 79-85.

⁽¹³⁴⁾ 1630年 AMM, FF 7, Christina Erardt; AMM, FF 4, S. 73-77 (1584).

⁽¹³⁵⁾ AMM, FF 4, S. 43.

⁽¹³⁶⁾ AMM, FF 4, S. 79.

⁽¹³⁷⁾ AMM, FF 4, S. 43, 85. 唯一の例外はカタリーナ・ハンレリンで、彼女はヨハンネータ・ラマイからいい男を紹介されたと自白している。しかしこの2人は同日に逮捕されており、訴追そのものは自白とは関係していない。AMM, FF 4, S. 47.

1596年には3人の女性が逮捕された。ゲルトラウト・シュタールの場合には性的な要素が強く出ている。既婚の彼女は前の夫の下で働いていた女たらしの使用人から言い寄られて相手にしなかったが、とうとう彼と逢引をして肉体関係を持ってしまった。その時彼女は既にそれが悪魔だということに感づいていた。罪を犯したことで自分を責めた彼女にまた別の男の姿をした悪魔が言い寄って関係を持った。その後レンツレリンという女からいい男を紹介してあげようと思われられる。彼女は断ったが、2人の男と関係を持つといいつつこく説得されて、また男と関係を持ってしまった。それが悪魔だと知って泣いている彼女に、悪魔は「泣こうが泣くまいが、もうやってしまったんだ」と言って、その後はずるずると彼女を自分の言いなりにさせたのである⁽¹³⁸⁾。

4.3 不思議な鳥

7月9日付で都市ミュンスターはシュトラスブルク参事会員で法律家のカスパー・フォグラーに意見を求めている⁽¹³⁹⁾。市はズルツェルン村の産婆クニガルト・フーギンを魔女の疑いで逮捕し、拷問なしで尋問している。容疑は殺人であった。彼女はハンス・マウラーの妻の出産に呼ばれて子供を取り上げたが、産婦が異様な苦しみを見せ、子宮に傷を負い、腹部にも指で押し開けたような穴が空いており、瘤ができて腐り始めたため、性器も含めて切除せねばならなかった。そしてマウラーの妻は7週間後に死亡するまで激痛に苦しみ続けた。これほどの苦痛を与えるのは何か異様な魔術が疑われるとして逮捕に踏み切ったのである。助産の際に危険を避けきれない事故が起こりうることは当時も認識されていた。彼女もまずは生まれようとする子供を助けなければならなかったし、緊急事態なので手に入力するの必要があり、仕方なかったのだと弁明している。しかし彼女の供述に「他の女たちは違うことを言っている」とあるように、おそらく魔女だと疑われていたであろう⁽¹⁴⁰⁾。

しかしフーギンの事件について報告しているこの手紙で興味深いのは、彼女が尋問中に語った不思議な鳥の話である。逮捕されて尋問を受けた彼女は、「菜園にいると2羽のカラスが飛んで来て近くの木に止まってやかましく鳴きました。まるで2人の男が互いに話

⁽¹³⁸⁾ ADHR, 1E 75/29, Vergichtten : Gertrauten Clauß Stahels zu Metzeral ehefrawen ; AMM, FF 4, S. 105-113, FF 7, Gertraut Clauß Stahels zu Metzral eweib. 彼女に悪魔を紹介したこのレンツレリンなる女性には捜査・訴追の形跡がない。

⁽¹³⁹⁾ AMM, FF 2, An Doctor Caspar Vogler zu Strasburg vom 19.julii 1596 ; Johann Friedrich Lucé, Beitrag zur Geschichte der Hexen-Prozesse am Ende des 16. Jahrhunderts im obern Elsass, in : Alsatisches Taschenbuch, I 2 (1808), S. 197-224.

⁽¹⁴⁰⁾ ibid. „ander weiber anders davon reden“.

しているようでした。」と供述している⁽¹⁴¹⁾。その後2羽のカササギが飛んで来て近くに止まった。彼女は自分の頭に止まりたいのかと思ったが、やがてマウラーの家の方角に飛んで行った。つまり彼女が疑われる事件が起きた家の方角である。そして「この産婆自身が言うには、鳥たちは彼女に訪れる不幸と投獄の運命を予言していた」のである⁽¹⁴²⁾。

さらに収監中の出来事として彼女が言うには、塔の小窓から白い鳥が降りて来て、彼女のエプロンの上の籠に止まった。餌を欲しいのかと思ったが何も食べようとせず長いことそこにいた後、また上方の小窓まで飛んで行ってそこに止まったと語っている。これに対して尋問した司法官は「そんな作り話で話を逸らすな。真実を言え。」と強く迫ったが、彼女は「これは本当のことなんです。これが本当でなかったら私は嘘をつこうとしていることになります」として譲らなかつた⁽¹⁴³⁾。この態度に困惑した市当局は彼女を拷問すべきかどうかフォグラーに訪ねているのである。

フォグラーの鑑定が届いたのは7月29日であるが、原本は残っておらず、このことを後世の我々が知るのは市書記からフォグラーに宛てた9月6日の手紙によってである⁽¹⁴⁴⁾。フォグラーの意見は他に強い徴表がない限り拷問すべきではないというものであった。シュトラスブルクの法律家カスパー・フォグラーはテュービンゲン出身であり、魔女裁判には慎重な姿勢が目立っていたテュービンゲン大学で学位を取り、その後シュパイアーの帝国最高法院の代訴人などとして活動した後28年にわたってシュトラスブルクの参事会員を務めていた。その経歴からも彼が拷問の適用には慎重であったのは頷ける⁽¹⁴⁵⁾。ところが実はこの鑑定は無視され、フーギンは8月3日に拷問されて自白している⁽¹⁴⁶⁾。そして8月26日に最終の自白調書が法廷で読み上げられ、彼女は処刑されているのである⁽¹⁴⁷⁾。

マウラーの妻殺害についての説明は悪魔の軟膏の効果に帰せられている。悪魔から軟膏を手塗りつけられて、マウラーの家に着いてから手を洗ったが、水が少なかったので軟膏を十分落とせなかったのだ、自分は産婦を傷つけようとしたことなどないとの主張を貫

⁽¹⁴¹⁾ *ibid.* „als sie in ihrem krautgarten gewesen, wären zween rappen kommen und auf den nächsten bäumen stark mit eiander gedadert als wenn zween männer mit einander redeten“

⁽¹⁴²⁾ *ibid.* „meldet sie die hebamm selbst, die Vögel hätten ihr solch unglück und gefangenschaft vorbedeutet“

⁽¹⁴³⁾ *ibid.* „sie soll die wahrheit sagen und nit solchen lügenwerk umgehen, darauf sie antwortete, es wär wahr, was sie daran zu lügen wollt, wanns nit wahr wäre.“

⁽¹⁴⁴⁾ AMM, FF 2/11, An Doctor Caspar Vogler, von 7. Sept. 1596.

⁽¹⁴⁵⁾ <https://gw.geneanet.org/falta1943?n=vogler&oc=&p=caspar> (30.09.2022)

⁽¹⁴⁶⁾ AMM, FF 7/2, Vrgicht Kungold Hannsen Hugins zu Sulzern frauen. その前日8月2日に市はコルマールに拷問のための刑吏をよこしてくれるよう要請している。FF 2/10, S. 4.

⁽¹⁴⁷⁾ AMM, FF 4, S. 92-99, 113. 処刑は8月4日に逮捕されたアンナ・グヴィナーと合わせて行なわれている。

いている。自白調書は産婆としての職業的意地と司法官の解釈枠組みの妥協の産物と言うべきであろうか。だがそれよりも注目すべきは最終自白調書の中で彼女に悪魔が訪れる場面の描写である。悪魔は牢獄の塔の上部の小窓から獄中のフーギンに問うている。「お前はどこにいる。」彼女は答えて「あんたは何を聞いているの。私は神の御手の中にいるのよ。」悪魔は降りてきて彼女と情交したがった。しかし彼女は拒絶して言う。「もうあんたとはこれ以上関わりたくない。」悪魔のさらなる脅しにも彼女がひるまず拒絶を貫くと、悪魔は退散してしまった⁽¹⁴⁸⁾。フーギンの最初の語りにあった牢獄の塔に現われる白い鳥は上の窓から降りてきてまた立ち去った。自白調書の悪魔もやはり上の窓から彼女に呼びかけ、降りてきてまた立ち去っている。鳥の話は悪魔の訪問に作り変えられているのである。しかも彼女が語った不吉な運命を予告する鳥の話は調書には出てこない。動物が持つ神秘的な性格を司法官は徹底して否認し、被告にとっての不思議な体験は無視されるか悪魔の仕業に置き換えられるのである⁽¹⁴⁹⁾。

4.4 17世紀の迫害

1600/1601年には3名が訴追されている。ハンス・ヴィンターマンという男が夜10頃メッツェラルから帰る途中、音楽が聞こえてきた。メッツェラルの楽師かと思っていると大勢の女たちが踊っていた。そこに隣家のシェンレリンも居た。彼は叩かれたような感じがして動けなくなってしまった。3週間後にシェンレリンの娘と出会うと彼女は言った。「あんた、私と母さんをダンスで見たよね。」彼はその通りだと答えて「お前のお袋が魔女かどうかは知らないが、いつかあいつが焼かれる日を見たいね」と答えている。その場にシェンレリンも来て彼女は彼の腹を突いたが、その痛みが長く続くので彼の父はシェンレリンの所に治してくれるよう頼みに行っている。それで良くなったがまだ完治はしておらず、天気が変わると痛みが出るという⁽¹⁵⁰⁾。

⁽¹⁴⁸⁾ AMM, FF 7, Vrgicht Küngold Hannsen Hugins zu Sulzern frauen. „wer der sathan vf den thurm mit einem gebolder zum loch kommen, zu iren hinab geredt, wo bistu, sie geantwurt, was fragstu, ich lig in gottes gwalt, habe er hinab gewalt seinen willen mit iren zuvolbringen, sie aber has widersprochen vnd gesagt, welle nichts mehr mit ime zu schaffen haben“

⁽¹⁴⁹⁾ AMM, FF 4, S. 98, FF 7, Vrgicht Küngolt Hannsen Hugins zu Sulzern frauen.

⁽¹⁵⁰⁾ „du habst mich auch beim tantz gesehen, vnd mein mutter“ „werdts nit erleben, daß sie ein hexe“, aber „er wölle den tag noch erleben, daß sie brennen müße“.AMM, FF 7, Extract aus Hannsen Winttermans deposition. FF 7, Auß der ietz mahls gefangenen Otilia Breschin vergichten (In acta der Schenlerin) ; 証言の中には計5人の女性が登場するが、ヘッカーはゾンダーナーハのシェンレリンおよびその娘の他、ミュールバッハ在住の3人が裁判にかけられ、1人が追放と2人が火刑になったと記している。Hecker, S. 74-75.; Ludwig Ohl, Geschichte der Stadt Münster und ihrer Abtei im Gregorienthal, Labroque-Schirmeck, 1897, S. 309. 裁判記録はほとんど失なわれてしまっており、結果を確認できるのは火刑となったオッティリア・プレシンだけであるが、証言に出てくるオッティリア・シュティルツィンとの人物の同定は困難である。FF 4, S. 121.

翌年にはマグダレーナ・シュヴァルツが逮捕されて尋問を受けた。鑑定者未詳の鑑定が残るのみだが、彼女は拷問の脅しを受けて人間と家畜に害を与えたことを自白した。しかし損害を受けたという被害者は自分の子供が害されたと言っているのに対し、彼女の自白では馬を害したとしている。つまり同じ害悪魔術とは言っても被害者の申告と自白内容は正確に一致していない。したがって新たな徴表が出てこない限り、拷問はすべからず、被告は追放処分にするのがよからうとされている⁽¹⁵¹⁾。

1608年にはマルガレーテ・ベルチェットが処刑されるが⁽¹⁵²⁾、ところが一方で同年に起こった名誉毀損訴訟では処刑されたベルチェットの仲間の魔女だと噂された原告側が勝訴している。中傷の言葉は公に抹消され、被告は中傷の罪で罰金の支払いを命ぜられている⁽¹⁵³⁾。当局は魔女の噂に対してはケースバイケースで処理していたように思われる。

1612年に2人の処刑された魔女についての記録があるが、詳細は明らかでない⁽¹⁵⁴⁾。1617年にまとまった迫害が起こる。この年の2月と3月に7名が次々に逮捕された。男性のマルティン・クロイトリンがウアフエーデの上で自宅軟禁に処せられた他はすべて火刑となっている⁽¹⁵⁵⁾。

1623/24年には少なくとも4人が訴追された。シュトラスブルクの法律家ヨハン・フリードリヒ・シュミットはミュンスターからの問い合わせに答えて、男性の被告1人は拷問に耐え抜いたが、新しい徴表があるので容疑は重大であり、さらに拷問すべしと指示している。他の被告は斬首の上死体を焼くのがよからうという意見を出している⁽¹⁵⁶⁾。1623年にはモンシュ・ギタールという女性が魔女中傷を受けたとして夫を通じて名誉毀損訴訟を起こしている。嫌疑は典型的な個別害悪魔術で、彼女がくれた木の実で女の子が死んだというものである。証人尋問では山羊の上に大きな鼠がいてその山羊は死んでしまったが、そこでモンシュを見かけたといった彼女に不利な証言が付け加わる。あの子を殺したんだろうと言われた彼女は「そんなことをした人間には神様の罰が下るよ」と言い返したが、そ

⁽¹⁵¹⁾ AMM, FF 7, Rathlich Bedenckhen in causa criminali Madalen Schwarzin 1601.

⁽¹⁵²⁾ AMM, FF 7, Malefitz vrthel inn causa criminali Margret Claus Bertschets wittib; Scherlen Auguste Schelen, Münsterer Hexenprozessordnung 1608, in: Jahrbuch des Geschichtsvereins für Stadt und Tal Münster 1 (1927), pp. 9-12; なおこの年は厳寒に襲われていた。Geschichtliche Notitzen aus dem protestantischen Kirchenbuche, in: August Stöber (Hrsg.), Alsatia, Jahrbuch für elsässische Geschichte, Sage, Sitte und Sprache (1873), S. 375.

⁽¹⁵³⁾ AMM, FF 85, S. 418-419.

⁽¹⁵⁴⁾ AMM, CC 64, 1612.

⁽¹⁵⁵⁾ ADHR, 1E 76/11; AMM, FF 1/7, FF 4, S. 145-162, FF 7, Vrtel (Anna Huin und Barbara Morejün), Vergichten vnnd bekantnuß (Merg, Obwald Dosers wittwen zu Sulzern), Bescheid (Madalen Andreß Fabris fraw, Anna Hans Hadeys witwe, Merg Doser, Catharin Wezel), Vergichten (Annae Hadejün), Urgicht (Catharina Wezel).

⁽¹⁵⁶⁾ AMM, FF 7 Brief zu Stadtschreiber Johann Meyß von Johan Friderich Schmid zu Straßburg 1623. 被告の Hans Knobloch は獄中死している。

の後彼女自身が数年にわたって病気になってしまった⁽¹⁵⁷⁾。1年ほど続くこの訴訟はその最後の記録でモンシュを逮捕し尋問するという記述があるので、この名誉毀損訴訟は魔女裁判に移行したと推測される⁽¹⁵⁸⁾。

1630年になるといきなり6名が逮捕・尋問される。クリスティーナ・エラルトは10月6日に逮捕されたが拷問にもなかなか白状せず、ついに4回目の拷問ですべてを自白した。娘のアンナ・ロイと同様、例によって夫の酒乱と暴力が悪魔登場の背景をなしている⁽¹⁵⁹⁾。アンナ・ロイは4歳になる子供と一緒に教会に行きたがったので、「悪魔に拐われるよ」と言って一人で教会に行ったが、牧師の目にも止まるほど彼女は不安な気持ちになっていた。家に戻ってみると彼女の子供とそれを助けようとした奉公人が川で溺れ死んだという知らせを受けた。自白調書によれば悪魔は彼女が呼んだから来て、子供を溺れさせたのである⁽¹⁶⁰⁾。

彼女はクラウス・ザシアーをこの道に誘ったというが、同年の迫害ではこのザシアーとハンス・ゼーガーという牛飼いの2人の男性が火刑に処せられている。ミュンスターの迫害全時期を通じて男性の被告は4人に過ぎず、しかも容疑内容についてある程度の記録が残っているのはこの2人だけである⁽¹⁶¹⁾。しかし他の女性被告の場合に対して同性愛と獣姦が強調されていることが顕著な特徴と言える。ザシアーは数多くの女性と姦淫を重ねていた。ゼーガーの自白調書によるとザシアーは牛と性交におよび、またゼーガーをこの行為に誘っている。ゼーガーの2通目の自白調書では悪魔は大きな黒い鼠の姿で現われている。山村の環境では人間と動物との関係が密であると共に、遍在する霊的な力は動物の姿でも現われる。その意味では特定の動物の悪魔的性格が予想されよう。しかしシモンが紹介しているリエーヴル溪谷の豊富な事例とはまったく異なって、ここミュンスター溪谷では自白調書の中に動物が占める位置は非常に僅かである⁽¹⁶²⁾。確かに悪魔は非常にしばしば鳶鳥

⁽¹⁵⁷⁾ „Als nuß die Meÿerlerin erfahren, dz man vff sie grumbse, dz sie dem medlein den schaden angethan, habe sie gesagt, dz vnser herrgott daß mensch auch straffen wolle, die den madlein dieß angethan, daruff sie clegerin [=Monsche] in die 4 der 5 jaren kranck worden“ AMM, FF 7, Verhörkundschaft an schmachsachen (10.11.1623).

⁽¹⁵⁸⁾ AMM, FF 7, Ratsprotokoll (14.9.1624). ヘッカーが紹介している通称ゴルダレーリンはここで紹介したモンシュと同一人物である。処刑の記録は伝わっていない。Hecker, S. 84-86. モンシュ・ギタールはロレーヌ公領のコルシユール出身のロレーヌ人である。宗教的な理由からフランス語系ロレーヌ語を話すロレーヌ人 (Welsche) との結婚は禁じられていたが、彼女はプロテスタントであることが判明しており、ミュンスター溪谷の住人との結婚が認められたのであろう。ただ夜になると修道院に通っていたと言われており、このことは彼女に不利な証言となっている。Vgl. Ohl, S. 304.

⁽¹⁵⁹⁾ AMM, FF 2/17, FF 5, fol. 10r-14r, FF 7, Prothocollum in causa criminali Christina Erardt.

⁽¹⁶⁰⁾ AMM, FF 2/17.

⁽¹⁶¹⁾ 牛飼いはその生活様式により共同体から疎外され、かつ魔術的だと見られており、魔男として断罪される者の中核集団をなしていた。Rolf Schulte, Hexenmeister. Die Verfolgung von Männern im Rahmen der Hexenverfolgung von 1530-1730 im Alten Reich, Frankfurt am Main 2000, S. 228-229.

⁽¹⁶²⁾ Maryse Simon, « Les animaux du diable : animalité et sorcellerie dans le Val de Lièpvre (1570-1630) »,

や山羊の脚を持っている。しかし悪魔の体全体が動物の姿をとることは稀であり、また魔女が動物に姿を変えることも非常に稀である。上述クニガルト・フーギンの牢獄に現われた悪魔も自白調書の中では悪魔が鳥に姿を変えて現われたとは記されていない。被告の初期の供述の白い鳥と自白調書の悪魔は切り離されており、司法官は悪魔が動物の姿をとるという考えには与していなかったと見える。しかしシュレットシュタットの事例に見るように、証人の証言には断片的ながら猫や猪など動物への変身の話が出てくる⁽¹⁶³⁾。上述モンシュ・ギタールに関する証人尋問でも鼠が魔女の邪悪な力を表わしてはいるが、一方悪魔が動物の姿をとって現われるというのは明言されていない。民間の魔術観念ではおそらく悪魔の形象がはっきりした輪郭をとっていなかったからではないかと思われる。むしろ魔女-動物-邪悪な力という観念連合が主であり、人格的悪魔像は教化を通じて外部から注入されたものと解釈できるのではなからうか。

自白調書の中にほとんど現われない動物との関係が別の側面から例外的に強調されているのがこのザシアーとゼーガーの事例である。獣姦は性的逸脱の際たるものであるが、ザシアーが多くの女性と姦淫を繰り返したという性的逸脱の延長線上、その極致にある罪である。それと同時にキリスト教の解釈では神に近い人間とその下位にある動物が交わることは神の秩序を乱すことでもあり、これは悪魔と魔女の悪行そのものでもある。両者は司法官の解釈の中で結合している。この罪は少なくともアルザス帝国都市では女性には現われず、この2人の男性のみである。善と悪を選択できる意思を持つ人間とそうでない動物、そして男性の方がより意志の強さを持つというエリート層の古くからの教説を前提にすれば、人間の雄がその意志を持って動物と性交する方がもちろん想像しやすいだろう。また男女とも性的逸脱は魔女嫌疑と結びつきやすいが、ラブヴィーは特定の男性が多くの女性を口説けることが他の男性の不平を買い、何らかの魔術を使っているからではないかとい

dans : *Histoire et sociétés rurales* 17, p. 63-89. 谷を二つしか隔てていないリエーヴル渓谷とミュンスター渓谷で人々の動物に対する感性がかくも違っていたとは考えにくい。シモンが紹介するリエーヴル渓谷の事例は大半がロレーヌ公領側のものであり、ドイツ語圏であったラッポルトシュタイン (Ribeaupierre) では魔女裁判の件数自体が少なかつたことを考えると、人々の心性ではなく裁く側の解釈が決定的だったと思われる。

⁽¹⁶³⁾ 『魔女への鉄鎚』の著者はシュトラスブルク司教区のある町(ペーリンガーらはシュレットシュタットではないかと推測している)で薪を切り出していた男が3匹の猫に化けた魔女に襲われ、撃退した後3人の女が同じ箇所に傷を受けて寝込んでいた話を紹介している。かつて拙稿でも紹介したように、魔女が変身した動物を攻撃すると、魔女はその同じ箇所に傷を受けるという民間信仰がある。『魔女への鉄鎚』では同様の話を悪魔の介在による幻惑として説明し、『司教法令』との整合性をとろうとしている。Heinrich Kramer (Institoris), *Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum. Kommentierte Neuübersetzung*, München 2000, S. 438-440; Caroline Oates, « Démonologues et Lycanthropes : Les Théories de la Métamorphose au XVIe siècle », dans : Laurence Harf-Lancner (éd.), *Métamorphose et bestiaire fantastique au Moyen Âge*, Paris 1985, p. 71-105; 拙稿「エリート魔女・庶民の魔女—シュレットシュタット魔女狩り再考」75-76頁。

う疑いと結びつく可能性を指摘している⁽¹⁶⁴⁾。

4.5 子供裁判

1632年、数人の子供たちの証言が聴取された。6月15日、ズルツェルン村の10歳の子供バルバラは、カタリーナ・ハバイの18歳の息子ゲオルクが5歳のマティス・カリンを誘って納屋で芋虫を作ってみたと言っている。9歳のカタリーナも彼から薬草の不思議な技を教わっていた。翌日の尋問で、別の村の7歳の羊飼いいメルヒオール・ラウは、ミュラーという男が自分の小屋にワインを持ってきて飲ませたこと、棒に乗るように言われて地面から立ち上がり飛び始めたが、「イエス様、僕はどこへ行くの」と叫ぶと地面に落ちてしまったという⁽¹⁶⁵⁾。

ゲオルクの妹のアンナは、ゲオルクと母親が何か持ってきた、マティスたち子供は毛虫を作り出して、猫に乗って教会に行ったと話している。このアンナも、猫とカササギを木に縛り付けたと告白している⁽¹⁶⁶⁾。子供たちは、大人の会話から聞き齧った既存の魔女観念から断片的な要素をつなぎ合わせて空想を作り上げていったのであろうが、彼らの証言は悪魔学の枠組みの中にあるものとは言えない。それは、肝心の悪魔という要素が欠けているからである。

ディリンガーは子供の証言と魔女裁判との関わりについて大人と子供のコミュニケーションを3つのタイプに分類している⁽¹⁶⁷⁾。1) 男に連れられて知らない場所に行き、楽しく飲み食いしたり踊ったりしたといった非日常的出来事が語られる場合。魔術的要素は何も出てこないにもかかわらず、当局がこれを魔女のサバトなど悪魔学の枠組みに一方的に当てはめる。2) 芋虫を作ったなど超自然的魔術が語られるが、大人は子供の話をあり得ない嘘と見るか、言葉通りに受け取ってしまうか、いずれにせよ大人は子供のコミュニケーション文化、特にその遊びの要素を理解せずに自分達の文脈で解釈してしまう。またこれとは逆に子供は往々にして大人に対しても子供同士での発話スタイルで話してしまう。3) 子供の発話が意識的に魔女観念に基づいている。この場合特定の誰かを魔女として名指し

⁽¹⁶⁴⁾ Eva Labouvie, *Zauberei und Hexenwerk. Ländlicher Hexenglaube in der frühen Neuzeit*, 1991 Frankfurt am Main, S. 163-164. なおザシアーとゼーガーについては自白調書しか残っていないので、噂の有無や中身については知ることができない。

⁽¹⁶⁵⁾ „geschreyen jssus wo komich hin, sey er hab vff boden fallen“

⁽¹⁶⁶⁾ AMM, FF 7, Examen den 15. juny ao. 1632, eteliche kinder so böse verbottn kunst gebraucht.

⁽¹⁶⁷⁾ Johannes Dillinger, *Kinder im Hexenprozess: Magie und Kindheit in der Frühen Neuzeit*, Stuttgart 2013, S. 223-232; ders., »Hexen-Eltern«. *Kinder und Erwachsene in den Hexenprozessen Südwestdeutschlands*, in: Wolfgang Behringer/Claudia Opitz-Belakhal (Hrsg.), *Hexenkinder – Kinderbanden – Straßenkinder*, Bielefeld 2016, S. 233-255.

たり、裁判に直接影響を与えることがある。さらにこうした裁判以前のコミュニケーションと法廷での証言との区別は決定的である。多少とも自発的な発話が行なわれる裁判外の場に対して、裁判の場では子供の発言は完全に大人のコントロール下に服すからである。

最初の証人である10歳のバルバラは逮捕されていない。市当局は子供たちの証言をそのまま信用はしないが、悪魔学の枠組みに当てはめて解釈する姿勢が見て取れる。子供たちの話には具体的な害悪魔術が登場しないにもかかわらず、当局は証言の信憑性を確かめるため魔術の被害者とされる証人も4人召喚しているからである。そこでは牛が乳を出さなくなったり死んだり、子供が木から落ちて死んだりといった出来事が語られている。

ベーリンガーが指摘するように、当時は子供の自己告発の供述が信用に値するのかがというのが大きな問題だった⁽¹⁶⁸⁾。だが大人が解釈する供述の信用性とは別に、メルヒオール・ラウの空中飛行の話自体、自らを魔男だとして自己告発したものと解釈できるかどうかは疑問である。ミュンスター溪谷の子供たちの供述は、この事件を問題視した司法官の尋問の結果であろう。しかしこの子供たちは子供裁判でしばしば見られるように周囲の大人たちの注目を集めようとはしておらず、誰かを魔女犯罪者の仲間引き込もうという気も見られない。また芋虫を作った話も害悪魔術とは関係なく、アンナが鳥や猫を縛った話も何のために縛ったのか語られていない。これらの行為はいずれも目的を欠いている。総じて子供たちは自分たちのファンタジーを自由に語り、その中では遊びの要素が中心的な位置を占めているのである。決定的なのは大人の世界で魔女の烙印が持つ危険性を子供たちは認識していなかったことであろう。

司法官は魔術を最初に教授した者を突き止めようとしていた。審理の過程でどうやら母親のカタリーナ・ハバイが年長の息子ゲオルクに魔術を伝授して、そのゲオルクが他の子供達に教えたらしいという筋書きがはっきりしてくる。ゲオルクは不思議な技を知る者として他の子どもたちに対して年長者の権威を見せびらかしたかったのだろう。技を教える際に納屋の戸を閉めて他の子が出られないようにしている。カタリーナと他4人の子供たちは一旦8日間の追放処分を受けるが、カタリーナとゲオルクは3日後に戻ってきたためこれを逮捕し、各々魔女の塔と魔女の家で監禁された⁽¹⁶⁹⁾。カタリーナの母親もやはり魔女として処刑されていたらしい⁽¹⁷⁰⁾。他の4人の子供たちを含めゲオルクにも拷問は適用されていない。

⁽¹⁶⁸⁾ Wolfgang Behringer, Kinderhexenprozesse. Zur Rolle von Kindern in der Geschichte der Hexenverfolgung, Zeitschrift für historische Forschung, Jg. 16 (1989), S.31-47.

⁽¹⁶⁹⁾ AMM, FF 7, Ratsprotokoll den 18. 7bris 1632, FF 89, fol. 52r, 63v.

⁽¹⁷⁰⁾ Die ist wahrscheinlich Anna Habey, die 1617 hingerichtet wurde.

村人から魔女だと指差されているにもかかわらず無実を主張し続けるカタリーナを前に、10月29日に一旦評決が行なわれている。代官は戦争で混乱している時期であることを考慮して自宅軟禁にすることを提案するが、市長2人は彼女の言葉や態度が怪しいと見ていた⁽¹⁷¹⁾。2日後にカタリーナは拷問を受ける。あくまでも無実を主張し、拷問されて泣き叫んだが、涙は出なかった⁽¹⁷²⁾。夫のフリーデルとその兄弟が嘆願したこともあり、結局彼女は自宅軟禁となり、裁判費用はフリーデルが支払うこととされた。ゲオルクをはじめ子供たちについての処分は伝わっていない⁽¹⁷³⁾。

一般に集中的な魔女迫害が起きるきっかけとして子供の証言の存在が指摘されている。しかしミュンスターでは集中迫害の時期にもそうしたきっかけは見られない。他方で本格的な魔女迫害時代の最後に子供裁判が起きる事例が各地で多く見られる。ミュンスターの子供裁判もこの例の一つと言える。ディリンガーはその理由について次のような説明を提示している。子供裁判は既に悪魔学の理論上も司法運用上も迫害時代の例外手続きが説得力を失ない、魔女狩りメカニズムが十全に作動しなくなったが、しかしそれでも潜在的な魔女への不安が根強く残っている時期に起きている。子供の供述はまずは自発的な発話として始まること、そしてその供述は大人が容易に自分たちの解釈枠組みに合わせて操作できるものであること、このことがその証言に真実性を付与することになる。言わば子供の供述は迫害時代の魔女の自白に比べて「強力」であり、一般的な懷疑を振り払って、もう一度魔女裁判の火を掻き立てる役割を果たしたのである⁽¹⁷⁴⁾。手元の乏しい史料から断定はできないが、非常に参考になる説明と言えよう。

4.6 魔女迫害の終息

しかしその後も魔女嫌疑による名誉毀損訴訟は1688年まで時折起こっている⁽¹⁷⁵⁾。いずれも中傷した被告側の敗訴ないしはお上の仲裁で終わっており、ほとんどは個別的な害悪魔術をめぐるものである。ただ娘が魔女のダンスに参加していたとか、悪魔に身を捧げるといった表現が出てくることには注目しておいてよい⁽¹⁷⁶⁾。魔女の処刑の際に読み上げられ

⁽¹⁷¹⁾ AMM, FF 7, Nachmitags den 29. 8bris 1632.

⁽¹⁷²⁾ AMM, FF 7, Den letsten 8bris ao. 1632.

⁽¹⁷³⁾ AMM, FF 7, Güett- vnd peinlicher proceß, So den 15, 16, 17, 22 junÿ, 16, 18 7bris, 29, 31 8bris vnd 2. 9bris; アルザスではモルスハイムでの子供裁判が知られている。Louis Schlaefli, « Particularités relatives aux procès de sorcellerie intentés aux enfants à Molsheim au XVIIe siècle », *Revue d'Alsace* 134 (2008), p. 213-227.

⁽¹⁷⁴⁾ Dillinger, *Kinder im Hexenprozess*, S. 237-250.

⁽¹⁷⁵⁾ AMM, FF 2/22, FF 92, S. 203, FF 97, fol. 19r-19v, 20r, 25r, 144v, 145r.

⁽¹⁷⁶⁾ AMM, FF 94, S. 30, FF 97, fol. 144v-145r.

る判決内容が人々の記憶に刻み込まれ、魔女裁判の枠組である悪魔学の観念が民間の言葉にまで浸透・反映しているとも考えられるが、ダンスについてはむしろ民間信仰の要素を悪魔学が取り入れたという側面もあるので、一方的な上からの文化的同化とは断言できないであろう。

上述のようにミュンスターは牧畜と乳製品、特にチーズの生産で知られており、名誉毀損訴訟には牛乳盗みの証言が見られる。1633年にズルツェルン村での魔女中傷をめぐる訴訟でムンシュ・コーニガーは魔男で牛乳を盗んだと言われていた⁽¹⁷⁷⁾。前述カタリーナ・ハバイの裁判においても牛乳を盗まれたという証言が出てくる。ところが他の都市と同じく自白調書の中にはそうした牛乳魔術はまったく登場しないのである。ここで重要な点は牛乳魔術が遠隔操作によって牛乳を盗む技であることだ。そうした遠隔操作の魔術を市の司法官はほとんど信用していない。

1656年に起こった事件は魔術が問題になる最後の刑事裁判である。アンナ・ラマイが病院に嬰兒の死体を持ってきたことから騒ぎが始まった。市は嬰兒殺しの疑いで彼女と連れれのクラウス・ヴィルヘルムを逮捕して尋問する。拷問なしでは何も自白しないので、拷問に踏み切って自白を得た。死んだ子の父親はクラウス・ヴィルヘルムである。しかし彼女は殺してはいないと身の潔白を主張した。しかし単なる嬰兒殺し幫助の罪から発展してクラウスには魔術の容疑がかけられる。彼は独身のアンナ以外にも複数の女性と姦通を犯しており、そのことが魔術行使の疑いを誘発することになった。数多くの女と関係を持っているのは、魔術を使っているからなのだ。市はコルマルの法律顧問バルタザール・シュナイダーに鑑定を依頼した。2通の鑑定が出されているが、1通目は厳しいものでアンナは子殺しの罪で溺殺のところ、ミュンスターには溺死させる水がないので、斬首、クラウスは斬首のところを刑を減じて鞭打ちの上追放という意見が出されている。ところがその12日後に出された鑑定ではクラウスは追放刑が妥当だが斬首刑も可とし、アンナは子殺しを自白しておらず、証明もできないので鞭打ちの上追放するのがよかろうという意見を出している。判決はアンナについて首枷と鞭打ちとなっており、クラウスの結果は不明である⁽¹⁷⁸⁾。

4.7 小括

総じてミュンスターの迫害の特徴をまとめると、1) 犠牲者の大半は都市ミュンスター

⁽¹⁷⁷⁾ „hab gehört sey ein hexenmeister, hab seinen kuehen die milch genommen“ AMM, FF 89, fol. 82v, 96r-97r.

⁽¹⁷⁸⁾ AMM, FF 5, 14v-15v, FF 7 (Kindsmord), (Memoriale), (Anna Lamey), (Claus Wilhelm).

ではなく裁判共同体を作っていた周辺の溪谷村から出ている。村民の証言に山の怪異現象が語られるのが特徴である。2) 最後の1632年の裁判を除いて犠牲者の年齢はほとんど不明であるが、寡婦と既婚者が多かったことから、ある程度の年齢に達していたことが推測できる。男性に4人の犠牲者が出ているが、被告の多くは年配の女性であり、民間での魔女イメージとの関係が今後探究されるべきである。3) 害悪魔術が魔女犯罪の核心部分をなす。害悪魔術の動機が語られる場合、ごく些細な隣人間の諍いがほとんどである。これは民間での魔女嫌疑の性格に加え、シュトラスブルクの法律家の態度が大きく影響している。牛乳魔術は民間の証言では語られるが、自白調書にはまったく登場しない。司法当局はそうした遠隔操作の魔術を信じていなかったと言える。4) 魔女になるきっかけとして困窮や心痛を慰めてくれる悪魔との出会いという通例のパターンの他、隣人の魔女から技を教わる、男 [= 悪魔] を紹介してもらい、勧誘されてダンスに行くという話がしばしば見られる。このことはしかし連鎖的な大量迫害につながるというよりは、小規模な同時逮捕で終わっている。おそらくは自白調書にははっきり出てこない共同体の中での隣人同士の魔女嫌疑、魔術的知識の伝達などが関係しているであろう⁽¹⁷⁹⁾。5) 動物の魔術的性格は自白調書の中には登場しないし、ミュンスターの司法官はそれについて語ることを拒絶する姿勢が顕著である。ミュンスター溪谷はその地理的環境からして古くから野生動物の被害に悩まされており、狼、熊、猪、山猫、蛇などの害が報告されている。特に狼は戦争で荒れ果て灌木が生えた牧草地に住処を得て16世紀末から恐るべき脅威となっていた。狼が市壁さえ乗り越えて犬を食い殺したり、人間を襲ったりする事例が報告されている⁽¹⁸⁰⁾。ミュンスター溪谷は30年戦争後も引き続き軍隊の移動と徴発が連続しており、「溪谷では熊や狼やその他の害獣で誰も安心して暮らせない」と議事録に記されるほどの荒れた状態であった⁽¹⁸¹⁾。17世紀には大掛かりな狼狩りが何度か行なわれている⁽¹⁸²⁾。だがこうした脅威にもかかわらず、自白調書の中には人狼はまったく登場しない。その他の動物が何か超自然的な能力を持ったり、魔女が動物に変身したりといった話も登場しない。民間の証言とは明確な対比をなしている。6) 1600年以降の裁判では被告の自白の中に登場する共犯者はほとんど訴追の対象になっていない。被告によってはまったく共犯者の名を挙げない

⁽¹⁷⁹⁾ カタリーナ・ヴェッツェルは自分の娘2人も魔術を習ったが誰から習ったのかは知らないと答えている。AMM, FF 7, Urgicht Catharina Wezel.

⁽¹⁸⁰⁾ AMM, FF 86, fol. 161v, FF 91, 92, 93, S. 275; Robert Schmitt, « Quand les loups rodèrent dans nos fourrés », dans : *Annuaire de la société d'histoire du val et de la ville de Munster* 14, p. 101-109.

⁽¹⁸¹⁾ „nirgent nicht sicher im thal vor beeren, wölfen vndt andern schädlich thiren woßen köndte“ AMM, FF 93, S. 275; Hecker, S. 97-153; Friedrich Bresch, Stadt und Thal Münster im Elsaß im dreissigjährigen Krieg, in : *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* N. F. 10 (1895), S. 383-423.

⁽¹⁸²⁾ AMM, FF 93, S. 283, 308.

者もいるし、被告が多くの共犯者を自白する場合でもそこから芋づる式に逮捕が行なわれるということがないのである。このことは市の司法官が個別的な魔女の容疑者を個別的に審理しており、自白の中の共犯者、特にサバトの参加者には重きを置いていなかったことを示している。

上述のようにミュンスターの統治制度は独特で、16人の参審人のうち都市ミュンスターは市長や修道院票を含めると多数を形成してはいたが、溪谷村の意向は無視できなかったと思われる。魔女裁判で実際の尋問にあたる担当者がどういうふう選ばれていたかが分からないため決定的なことは言えないが、犠牲者の多くが都市ではなく溪谷村から出ていることを考えると周辺の村からの圧力に都市がある程度応じていたというのが実情かもしれない。ただ法的訴訟のレベルでは、動物の超自然的能力といった山村の生活環境を反映した観念は削ぎ落とされ、他の帝国都市と同様に不思議な出来事は手工業者的日常感覚で解釈変えられてしまっている。

最後にプロテスタントという宗派の特性と魔女迫害との関連という最初の問いに答えねばならないが、ミュンスター溪谷の宗教改革が内発的な運動によるものではなく、修道院との対抗関係という政治的性格に規定されていたことこともあって、宗派による際立った特徴は見出し難い。もちろん予想されるように自白調書に聖人の否定についての言及が少ないことは一つの特徴だと言える⁽¹⁸³⁾。

ただ確たる説明を提示できる段階ではないが、上述子供が溺れ死んだアンナ・ロイの自白調書と病気になるってしまったモンシュ・ギタールについての証言を頭に留めておきたい。両者とも自分が発した言葉が自身に跳ね返って災いを呼んでいる。他の都市でも民間の証言に「悪魔に拐われる」といった表現はたまに登場するが、本当に拐われてしまったり、本当に病気になるたと記されるのはこのミュンスター溪谷だけである。アンナ・ロイが自らの言葉で招いた不幸を司法官は悪魔の介在で説明している。ギタールの場合は証人が言葉自体の魔力による自己呪詛の効果だと考えているのか、それとも神の罰と考えているのかは定かでない。ただ多様な聖性の共存を許容するカトリックとは違って、神と人間との関係を言葉を通じて透明化しようとしたプロテスタントでは、言葉そのものの呪力という観念は本来馴染まなかった筈である。一方で確かに都市当局は厳しい教化政策と風紀取締を行なっているが⁽¹⁸⁴⁾、在地住民の心性がすぐに変化したとは考え難い。聖性＝魔力が遍

⁽¹⁸³⁾ 同一被告の重複も含めて43件の自白調書のうち、聖人を否定したとの記述があるのは3件のみである。

⁽¹⁸⁴⁾ Ohl, S. 284-288; Timotheus Wilhelm Röhrich, Mittheilungen aus der Geschichte der evangelischen Kirche des Elsasses vol. 1, Paris 1855, S. 300-303.

在する世界では、たとえ禁圧されても魔力は何らかの回路を通して噴出してくるのではない。しかも司法官自身が住民の心性と隔絶された知識人ではなかった以上、それが白自調書に現れても不思議ではない。いずれにせよ言葉の魔力を巡る住民の心性と公式の教説との相克は考える価値があるように思われる。

5. 国家形成と帝国都市

5.1 帝国小代官府

カイザーズベルク、テュルクハイム、ミュンスターは帝国小代官府に忠誠を誓い、その監督下にあった。1563年にホーエンランツベルクを買い取り、1573年に帝国小代官の地位を16,020グルデンで担保取得したのはラザルス・フォン・シュヴェンディである⁽¹⁸⁵⁾。さらに彼は多額の金を大公に肩代わりしている。このように自分の所領に近接した帝国の官職を買い取るため相当の支出をしたことに加え、彼は近くに散在していた他領、用益権を順次買い取ってホーエンランツベルク領の一円支配の確立に努めていた。さらに帝国小代官府所在地で長らく放置されていたカイザーズベルクの城を修復したり、自分の居城であるキーンツハイムの館も大幅拡充して相当の出費を強いられており、そのための財源確保の必要があったと思われる。彼が刑事裁判において処刑者の財産没収に強くこだわったのはこうした事情があったからであろう。刑事裁判では裁判自治権を持つ都市と小代官府とが収入を折半することになっており、裁判費用の補填だけに留まるか、全財産を没収するかでは大きな違いがあったのだ⁽¹⁸⁶⁾。帝国小代官府はヴィンツェンハイムその他のごく小さな領域について部分直轄領の権利を持つだけであったが、管轄下の都市や村から毎年の貢納を受け、水利・製粉管理権、関税徴収権等々様々な権利を有していた。小代官就任後の彼は自領と小代官府の執政事務を一体化させていく。1583年にラザルスが死去した後、息子のヨハン・ヴィルヘルムが後を継ぎ、さらにその1609年の死後は未成年の娘ヘレーネ・エリオノーレが摂政を立てて後継者となった。彼女はその後フルステンベルク伯ヤーコプ・ルートヴィヒと、さらにその死後はフィリップ・ニコラウス・フォン・デア・ライエンと結婚してホーエンランツベルク領と一体となった小代官府職が継続する。

⁽¹⁸⁵⁾ Joseph Becker, Die Geschichte der Reichsvogtei Kaysersberg, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, NF. Bd. 17, S. 90-122, 217-250 (hier S. 108).

⁽¹⁸⁶⁾ Becker, Reichsvogtei, p. 218.

5.2 権力の対抗関係と魔女裁判

ラザルス・フォン・シュヴェンディは帝国小代官の職に任命される前からハプスブルクの代理人として小代官府管轄下の3帝国都市に対し、魔女裁判の際には財産目録を作成して没収を行なうように要求していた。上述のように彼はテュルクハイムに対してこのような要求を突きつけていたが、こうした圧力はテュルクハイムだけには止まらなかった。

一般に都市は市民の不安を煽るようなこうした措置には慎重であった。ラザルスは帝国都市だけでなく、キーンツハイムのような自領の都市に対してもしつこく同様の要求をしている⁽¹⁸⁷⁾。しかし彼のこうした態度は魔女裁判だけに限られていたわけではなかった。1575年にカイザースベルクはハーゲナウに対しラザルスによる財産没収圧力に関して苦情を記している⁽¹⁸⁸⁾。窃盗の容疑者の逮捕と尋問に際してラザルスは都市の市長ではなく小代官府の代理を訴訟指揮にあたらせるよう要求しているのである。この要求に対し十都市同盟の代表者はシュトラスブルクに集まって協議し、都市の古き裁判慣習を変えないようにとの共同の嘆願書を送っている⁽¹⁸⁹⁾。

ラザルスの後継者であるヨハン・ヴィルヘルム・フォン・シュヴェンディもまた帝国都市に対して刑事事件絡みの財産没収を強く要求している。帝国小代官ヨハン・ヴィルヘルムは1596年に処刑された被告人の家屋を没収するよう要求しているが、これに対して市は拒否回答を送っている。市によればそうした措置はカール5世刑事裁判令に違反しているのである⁽¹⁹⁰⁾。1602年には帝国小代官がカイザースベルク市の刑事被告人の財産を市の同意なしに没収し、一部は売り払ったことから両者の間に軋轢が生じている⁽¹⁹¹⁾。1609年のヨハン・ヴィルヘルムの死後も小代官府と帝国都市との不一致はなくなかった。都市ミュンスターは1617年に魔女として処刑された数名の被告の財産没収を小代官府代理の役人が要求してきた際、どうしたら波風立てずにこの役人の要求を断ることができるか、コルマールに助言を求めているのである⁽¹⁹²⁾。

帝国都市と帝国代官及び帝国小代官との関係は微妙なバランスの上に成り立っていた。帝国都市は小代官府やエンジスハイムのハプスブルク官房に断りなしに刑事裁判を行なうことはできなかった。1628年にテュルクハイムで上述の集中的な魔女裁判が起こった際、

⁽¹⁸⁷⁾ Eugène Papirer, *Kientzheim en Haute-Alsace. La ville de Lazare de Schwendi*, Colmar 1982, p. 189.

⁽¹⁸⁸⁾ AMK, FF 1, (Contra Lazarn von Schwendi reichs vogt).

⁽¹⁸⁹⁾ AMK, FF 1, (Copey der ebaren statt der landtuogtey Hagenaw).

⁽¹⁹⁰⁾ AMM, FF2/11 (18. 9. 1596); ADHR, 1E76/11 (18. 9. 1596).

⁽¹⁹¹⁾ AMK, FF 1, Vssfühlerlich bericht vß was vrsachenn der statt Keÿsersperg die beschwerden das den stab nidergelegt.

⁽¹⁹²⁾ AMM, FF 2/16.

エンジスハイムは市が小代官府に通知せずに刑事裁判を行なったことを叱責している⁽¹⁹³⁾。これに対してテュルクハイムはカイザースベルク、ミュンスターと共同でハーゲナウの帝国代官府に陳情している。3市はこの年に没した小代官フルステンベルク伯の後任がまだ正式に任命されておらず、市の誠実宣誓もなされていないことを独断による裁判執行の理由に挙げている。帝国代官、小代官はその死去に伴い次の代官に都市が誠実宣誓を行なうまでその職務は停止される。すなわち裁判主宰者としての帝国小代官が不在であれば理屈上裁判そのものが開けないことになる。3都市は1628年に生じた空白期間の間、新代官への宣誓が行なわれるまで裁判を停止して待つことはできないと主張しているのである。そしてその際前々任者ヨハン・ヴィルヘルム・フォン・シュヴェンディの死によりやはり一時的な空白が生じた1609年の事例を挙げている。その時は刑事裁判が滞ったため、カイザースベルク市では窃盗犯が処罰されないままになったという。実際カイザースベルクからの問い合わせに答えて、翌年ミュンスターは小代官府の役人に代えて市長が刑事裁判を主宰すればよいと提案しているのである⁽¹⁹⁴⁾。3市はこの1628年の共同陳情書においては財産没収についても否定的な見解を示している。没収は古き慣習に違反しており、また貧者から没収しようとしても何ら意味がないからである。

アルザスの帝国都市はシュトラスブルクを例外としていずれも規模が小さく、独力で陪臣化圧力に抗するのは難しかった。帝国代官、そして特に南部3都市は帝国小代官という帝国の代理人に忠誠を誓ってその庇護下にあるとともに十都市同盟を結んで共同で種々の介入圧力に抗していたのである。しかしその帝国の代理人たる小代官自身が都市の裁判特権に介入しようとする時、都市は直接の相手方である小代官府を飛び越してハーゲナウの代官府に直訴することが多かった。これは魔女裁判に巻き込まれた市民も同様で、そこには権力の階層制を利用する力学が働いている。彼らはしばしば直接の相手方たる市を飛び越して小代官府に、それで埒があかなければ代官府に訴えたのである。関係者が代官府とのつながりを利用して市に圧力をかけ、さらには帝国最高法院にまで訴えたザロメ・ゲープヴァイラーの事件がいい例であろう。

5.3 帝国小代官府およびホーエンランツベルク領における魔女迫害

では小代官府は自らの直轄領域では魔女問題にどのような態度で望んでいたのか。まずは外的な現象面から見ていく必要がある。ホーエンランツベルク領及び帝国小代官府直轄

⁽¹⁹³⁾ ADHR, 1E 75/46 (29. 8. 1628).

⁽¹⁹⁴⁾ AMM, FF2/13.

地域では1586年から1629年までに23件の魔女裁判が記録されている。これにコルマールの参事会員リッツェンターラーの記した記録を合わせると、犠牲者の数は30人にまで増える⁽¹⁹⁵⁾。コルマルやテュルクハイムでは1570年代に集中的な迫害を見ているが、リッツェンターラーの記録ではこの地域でも1571/72年に7件の処刑が記録されている⁽¹⁹⁶⁾。一般的な背景として数年にわたって天候が不順であり、特にこの地域の経済を支えていた葡萄栽培に打撃があったことが分かっている⁽¹⁹⁷⁾。シュヴェンディが布告した「新施療院規則」には1572年という年について「悪い年72年 (zum bösen anno etc. 72)」と記されている⁽¹⁹⁸⁾。ランツベルク領のアンマーシュヴァイアーでは1610年に8件の魔女裁判が集中して行なわれている⁽¹⁹⁹⁾。全体のうち6件には年代の記載がないが、それを除くとラザルスとヨハン・ヴィルヘルム父子の時代にはわずか5件であり、その後のフェルステンベルク伯の時代のものが12件を占める。

ラザルスは一方で魔女容疑者の逮捕を強く要求しており、1577年には要求を拒んだアンマーシュヴァイアー参事会に対して法的手段を検討している。しかしもう一方ではこの町で魔女容疑で投獄されていた女性の釈放を命じることもしているという⁽²⁰⁰⁾。目を引くのは1629年に尋問を受けて自白したマルガレータ・フィッシャーで、彼女はキーンツハイムの市長クリスティアン・ブッヒンガーの妻であり、また後のマウルブロン修道院長ベルナルディン・ブッヒンガーの母でもあった。彼女は魔女犯罪を一旦は自白しその後否認に転じたが、結局は処刑されている⁽²⁰¹⁾。

魔女裁判に移行することはなかったと思われるが、住民の魔女観念を知るのに興味深い告訴事件がある。グルッセンハイムの蹄鉄職人ヤーコブ某がアンマーシュヴァイアーの市民だった車大工ムエルを魔男だとして訴えたものである⁽²⁰²⁾。このヤーコブは告訴時点で自らが獄に繋がれていることから、当事者訴訟として扱われたものと見える。ヤーコブによ

⁽¹⁹⁵⁾ その他に上ラン県文書館にはホーエンランツベルク領の裁判として3人の裁判記録が保存されている。ただし居住地はテュルクハイム、ズルツバッハ（ロートリンゲン領）、ゾンダーナーハ（グレゴリオ溪谷）であり、どこで実際の裁判が行なわれたのかは定かでない。ADHR, 1E 75/29; Geschicht Biechlein Matheus Ritzindaller zu Colmar, fol. 30v-32r.

⁽¹⁹⁶⁾ Ritzentaler, *ibid.*

⁽¹⁹⁷⁾ Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVIe siècle*, p. 145-162.; Malacias Tschamser, *Annales oder Jahrs-Geschichten der Baarfüseren oder Minderen Brüder S. Franc. ord. insgemein Conventualen genannt, zu Thann = Chronique de Thann t.2*, Colmar 1864, p. 181, 189, 191-192, 197.

⁽¹⁹⁸⁾ ADHR, 1E 6, fol. 43r.

⁽¹⁹⁹⁾ ADHR, 1E 75/29, Copia Vrthel 1610.

⁽²⁰⁰⁾ Papirer, p. 189, 487 (n. 205).

⁽²⁰¹⁾ ADHR, 1E 75/29, Vergicht Margaretha Vischerin; パピレは息子のベルナルディンが難なく助祭に任じられていることをもってマルガレータが処刑を免れたとしているが、彼女は1628年8月30日に前述テュルクハイムのウルスラ・ムマーティンらと共に処刑されている。ADHR, 1E 72/5, fol. 30r-34r; cf. Papirer, p. 188.

⁽²⁰²⁾ ADHR, 1E 75/22, Copey Extracts aus des gefangenen Jacob N.

ればムエルは彼と一緒に酒を飲もうとしつこく絡み、酔っ払って自分の所業を語ったという。ムエルはフェーダーリンという名前の悪魔と共にシゴルスハイムの魔女集会に山羊に乗って参加し、畑の作物を腐らせたのだそうだ。本人がそんなことを語ればもちろん自殺行為なので、これにはヤーコブの創作が混じっていると思われる。興味深いのはその中でムエルが自分は他人から見えなくなるができることと語ったとされている点である。動物であれ透明人間であれ魔女の変身は自白調書の中には決して登場しないが、民間の信仰では十分あり得ることだった。また天候魔術を起こす際にひっくり返す鍋に入れる材料だが、スモモその他腐らせるべき木の花を入れており、これは典型的な共感魔術にあたる。これに対し帝国都市の自白調書に鍋の中身が記載されることはまずない。

ホーエンランツベルク = 帝国小代官府管轄地の魔女裁判は主にアンマーシュヴァイアーかキーンツハイムで行なわれており、どちらもその町の参事会が裁判権を行使している。小代官府の統制も緩やかで限界があった。ところがラザルス・フォン・シュヴェンディは1573年に帝国小代官職を引き継いだからは、管轄範囲内の都市の自治的な刑事司法に介入するようになった。上記のような帝国都市以外でも、アンマーシュヴァイアーなどの町では、上納金の支払いを拒否した参事会員を逮捕して2年間牢獄に入れるという粗暴な手段も取られている。この事件は、インスブルックの前オーストリア官房、さらには帝国最高法院にまで訴えられることになる⁽²⁰³⁾。また、アンマーシュヴァイアーで魔女の疑いで逮捕され投獄された女性の取調べの際、彼は慣例の市長の同席を認めず、代わりに小代官府の代理人を任命している。市の自由な権利を侵害するとして、市はこれに同意しなかった。するとシュヴェンディは3人の参事会員をキーンツハイムに呼びつけ、投獄した。彼らはウアフエーデの上でようやく釈放されている⁽²⁰⁴⁾。シュヴェンディは、アンマーシュヴァイアーの自由と古き慣習を傷つけるつもりはないと言い張っているが、古き慣習という言葉が実際には力づくで変えた現状を固定化するために使われている。

5.4 ラザルス・フォン・シュヴェンディ

著名な外交官であり、帝国の軍司令官であり、3人の皇帝の相談役でもあったラザルス・フォン・シュヴェンディは、上述のように帝国小代官としてアルザスの魔女迫害に微妙な影を落としている。彼は帝国の分裂状態を克服するために軍政改革をはじめ種々の提案を行ない、特に宗派对立を克服すべく宗教上の寛容を説いた代表者として知られているだけ

⁽²⁰³⁾ ADBR, 3B 13 ; Papirer, p. 147.

⁽²⁰⁴⁾ ADHR, 1E 75/20, Vrphad.

に、その思想と政策は我々の関心を引く。

シュヴェンディが魔女裁判に強い関心を示したのはとりわけその財産没収という財政的理由であったことは確実だと言えるが、果たしてそれだけが理由であったのか。彼の国家思想が宗教的寛容と超越的権力の定立という点で宗教対立時代のフランスのいわゆる「政治派 *« les politiques »*」と共鳴していることは明らかであるが、この対応関係がまさに我々の関心を引くのである。なぜなら「政治派」の代表者とされるジャン・ボダンが強い魔女迫害論者だったからだ⁽²⁰⁵⁾。宗教的寛容と強力な王権という彼の国家観はシュヴェンディのそれと呼応している。そのボダンにおいて主権国家と魔女問題は表裏の関係をなしている⁽²⁰⁶⁾。オピッツによればボダンは魔女をすぐれて政治化し、政治の文脈に置いている。そこで問題になるのは神の代理人たる君主、その代理人たる裁判官を担い手として法と正義が行なわれることであり、人間共同体の破壊を試みる悪の処罰もその文脈で考えられている。宗教的には寛容の側に立つボダンがモナルコマキへの批判において武器を持つての抵抗権を否定しているのも、それが国家を混乱に陥れるからであった。しかしシュヴェンディはボダンとは幾つかの点で異なっている。マキアヴェッリの熱心な読者であったことが知られているシュヴェンディは軍制改革を初めとしたその政策提言においてもマキアヴェッリの強い影響を受けている⁽²⁰⁷⁾。この点でマキアヴェッリを強く批判していたボダンとは異なるであろう。魔女について直接の言及がないため帝国全体への提言文書からシュヴェンディの魔女観を窺うのは難しい。従来のシュヴェンディ研究はハンガリー戦線での軍事的成功、皇帝使節としての外交的成果、皇帝マクシミリアンへの提言といった帝国全体のあり方に関わるその華々しい活動に注目するものが多かった⁽²⁰⁸⁾。しかし彼と魔女問題

⁽²⁰⁵⁾ 但し近年の研究では Bodin が果たして「政治派」だったと言えるのか、疑問が投げかけられている。Turchetti, Mario, “Jean Bodin”, *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2018 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/fall2018/entries/bodin/>> (19.09.2022); ボダンの魔女論について日本語文献としてはさしあたり清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』1990年木鐸社; 平野隆文『魔女の法廷—ルネサンス・デモノロジーへの誘い』2004年岩波書店; 福田真希「フランスにおける魔女と国家—魔女裁判と悪魔学における「近代性」」『思想』1054号30-47頁; 波多野敏「ボダンの悪魔学と魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』1997年人文書院185-212頁。

⁽²⁰⁶⁾ Christopher Lattmann, *Der Teufel, die Hexe und der Rechtsgelehrte. Crimen mgiae und Hexenprozess in Jean Bodins De la Démonomanie des Sorciers*, Frankfurt am Main 2019, S. 86-87; Claudia Opitz-Balakhal, *Das Universum des Jean Bodin, Staatsbildung, Macht und Geschlecht im 16. Jahrhundert*, Frankfurt a.M./New York 2006, S. 149-167, 190-191.

⁽²⁰⁷⁾ Lina Baillet, « Schwendi, lecteur de Machiavel », dans : *Revue d'Alsace* 112 (1986), p. 119-197; Thomas Nicklas, *Um Macht und Einheit des Reiches : Konzeption und Wirklichkeit der Politik bei Lazarus von Schwendi (1522-1583)*, Husum 1995, S. 40-50.

⁽²⁰⁸⁾ ドイツ・ナショナリズムを背景にした古い研究は割愛し、ここではごく新しいものだけを参照した。注207の文献の他、Monika Spicker-Beck, *Im Dienst von Kaiser und Reich : Lazarus von Schwendi (1522-1583)*, Meßkirch 2022, S. 95-133; Maximilian Lanzinner, *Die Denkschrift des Lazarus von Schwendi zur Reichspolitik (1570)*, in : Johannes Kunisch (Hrsg.), *Neue Studien zur frühzeitlichen Reichsgeschichte*,

との関わりを考える際には、アルザスに引っ込んで自分の所領経営に専心した晩年の活動こそ重要である。

シュヴェンディは47歳の働き盛りでヴィーンの宮廷を去り、カイザーシュトゥールのブルクハイム、そしてその後アルザスのキーンツハイムに館を構えている。帝国の構成員は自己利害を超えて皇帝を頂点に結集し、外に対して帝国の力を強化すること、そのために内部抗争、とりわけ宗派のいがみ合いを克服することが彼の政治目標だった。その後も1570年の意見書、フランスでのバルテルミーの虐殺を挟んで1574年の皇帝に宛てた意見書などで帝国クライスを基盤にした外国傭兵に頼らない軍隊を提唱するなど活発な活動を行なったものの、帝国レベルでの彼の提案は受け入れられず、敬して遠ざけられ、帝国は後の三十年戦争へと連なるイデオロギー対立の時代へと入っていく⁽²⁰⁹⁾。しかし1563年以降キーンツハイムに居を構えてからの領邦政策、そして我々のテーマに直接関係する帝国小代官職を継いでからの活動を見ると、彼が帝国レベルでは実現できなかったその政治目標を縮小された規模で実行しようとしていたことが分かる。ここでの彼は君主に仕える相談役ではなく、自らが君主だったのである。

シュヴェンディの目には宗派対立と外国人傭兵も厭わない帝国諸身分の利己的態度とは重なって見えていた。そして宗派的一体性に優先権を与えないという彼の政策は、アルザスの一領主にして帝国小代官の地位に座ってからも変わらず一貫している。その姿勢は都市ミュンスターと修道院との長年にわたる争いを仲裁した1575年のいわゆる「キーンツハイム協定」にも表れている⁽²¹⁰⁾。自身はカトリックに留まり続けたシュヴェンディは交渉

Berlin 1987, S. 141-185; Haward Louthan, *The quest for compromise: peacemakers in counter reformation Vienna*, Cambridge 1997; Kaspar von Greyerz, « Un moyenneur solitaire: Lazarus von Schwendi et la politique religieuse de l'Empire au XVIe siècle tardif », in: Matthieu Arnold und Rolf Decot (Hrsg.), *Frömmigkeit und Spiritualität. Auswirkungen der Reformation im 16. und 17. Jahrhundert*, Mainz 2002; ders., Lazarus von Schwendi (1522-1583) and Late Humanism at Basel, in: ders., *Von Menschen, die glauben, schreiben und wissen. Ausgewählte Aufsätze*, 2013 Göttingen; Roman Schnur, Lazarus von Schwendi (1522-1583). Ein unerledigtes Thema des historischen Forschung, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 14 (1987), S. 27-46. 1570年の意見書は上掲 Lanziner, 1574年の意見書は Eugen von Frauenholz, *Des Lazarus von Schwendi Denkschrift über die politische Lage des deutschen Reiches von 1574*, in: *MünchsEr historische Abhandlungen Reihe 2*, Bd. 10 (1939), S. 5-38 に所収。

⁽²⁰⁹⁾ Lanzinner, S. 141-185; Louthan, pp. 117-118.

⁽²¹⁰⁾ アルザスの宗教対立を調停したことで知られるキーンツハイム協定は修道院にとっては不本意なものであった。ミュンスター大修道院は1235年、ミュンスター市を含む管轄区域の3分の2を帝国に譲った見返りとして帝国大修道院の地位を得ていた。しかしミュンスター市も皇帝から直接帝国の都市として承認され、帝国に従属する地位を与えられた。市の刑事司法権は、皇帝に代わって帝国小代官が主宰する裁判所が行使するが、市参事会員には修道会推薦の枠がある。したがって、この都市は依然として修道院の管轄下にある、と修道院は主張している。一方、帝国は市の裁判権の直接の保証人であるため、修道院と市の間の紛争では市側の当事者となる。修道院は帝国小代官シュヴェンディが帝国を代表しながら紛争当事者に対して上位の調停者として行動していることに納得がいかなかったのである。Vincent Fellmann, « La crise entre l'abbaye et la communauté d'habitants de Munster et son règlement par le traité de Kientzheim en 1575 », *Annuaire de la Société d'histoire du val et de la*

において市側の言い分を大幅に認め、都市領主の地位を要求する修道院には譲歩を強いて、両者を対等の当事者として扱っている。その際彼は両当事者を超越した上位権力として振る舞っている。この協定は宣言的なものに止まるのではなく、帝国直属身分同士の争いをシュヴェンディが自分の実力を背景に押し付けた点に意味があった。「古き慣習」という常套句も実際には変化してきた力関係を固定化するためのレトリックになっている⁽²¹¹⁾。ここには諸身分の現実の力関係を前提にして秩序構築を目指す彼の姿を見ることができよう。

彼は行政機構を整えて自領と小代官府を統合支配し農業、手工業の経済基盤を整備するとともに、住民規制にも乗り出している。1571年前後に数多く出されたそのポリツァイ条令は民衆の放縦を抑制し、国家への奉仕の精神を育もうとする色彩が強いものである。市門と宿屋の管理、過度の飲酒、喧嘩、乱痴気騒ぎを禁じ、教会に通う義務を強調し、親は子供の生活習慣を律し、貧者や病人を養うための施療院についても詳しい規定を設けている⁽²¹²⁾。彼は要塞の建設だけでなく、武器と軍需物資の調達にも重点を置いた。特に外国の傭兵に頼らないために、臣民の直接の軍役を領土防衛の中心に据えて細かく規定している⁽²¹³⁾。また彼は文化的等質性の維持にこだわり、外国人特にフランス語話者が結婚を通じて領内に定着することに制限を設けている⁽²¹⁴⁾。シュヴェンディの宗教的寛容はむしろ国家の一体性を妨げる要因の排除という点に重点がある。そのために彼は帝国レベルでは論争的な宗教書を検閲をもって発禁にするという提案まで行なっている⁽²¹⁵⁾。彼にとっては宗教の教説は二次的な問題だったが、しかし宗教そのものが無用だったわけではなく、反対に宗教的生活によって滋養される高次の目標に臣民の精神を向けていくこと、このことこそが肝要だったのである。このため瀆神には厳しい態度で臨み、子供や使用人に対する父親の監督責任が強調されている⁽²¹⁶⁾。

ところで彼が魔女裁判に関心を持った理由だが、結論から先に言えば、何とも分からず今のところ不明だとしか答えようがない。しかしシュヴェンディと魔女というテーマは未だほとんど手をつけられておらず、今後の探求のためにここでは気になる次の3つの点から問いを発しておきたい。第一に上述の如くジャン・ボダンの国家観との対応という問題

ville de Munster 66 (2012), 67 (2013).

⁽²¹¹⁾ Vincent Fellmann, 66 (2012), p. 13-38, 67 (2013), p. 19-50.

⁽²¹²⁾ ADHR, 1E 75/6, fol. 70r-72v; Spicker-Beck, S. 107-123..

⁽²¹³⁾ ADHR, 1E 75/19.

⁽²¹⁴⁾ ADHR, 1E 75/6, fol. 67v.

⁽²¹⁵⁾ Lanzinner, S. 164.

⁽²¹⁶⁾ ADHR, 1E 75/6.

がある。いずれにしても魔女についての著作を残していない彼の魔女観は実際の指示や命令を通じてしか分からないが、国家形成と魔女迫害という大枠の中でその思想を問うてみる価値はあるだろう⁽²¹⁷⁾。第二にその領邦経営において社会的規律化を推し進めた姿勢である。瀆神を厳しく処罰し、飲酒や宴会、ダンスにも厳しい規制を強いたその政策は魔女迫害とどう関係するのだろうか。そして三番目に知識人との交流を通じたその知的背景と魔女観との関連である。

注目すべきは若い日をバーゼルで過ごした彼が後期人文主義の色彩の濃いバーゼルの知識人たちと密接な交流を持っていたことである⁽²¹⁸⁾。バーゼルはスイス都市の中でも後期人文主義が栄えた中心地であった。その知識人は出自も様々で、イタリアのプロテスタントでバーゼルに逃れてきた印刷業者のピエトロ・ベルナ、フランスのユグノーでメランヒトンの友人でもあったユベール・ランゲ、その紹介でヴィーンのシュヴェンディと知り合ったイングランドのフィリップ・シドニーはジョン・ディーの弟子でもある。これらの知識人の多様さは宗派の違いに寛容な精神を特徴としている。シュヴェンディの宗派的寛容はそのプラグマティズムだけでなく、人文主義の影響も考慮に入れる必要があるだろう。

中でも医者の特オドル・ツヴィンガー（大）とその親戚でコルマルの医者であったヨハン・ヤーコプ・ヴェッカーは、読書家であり図書の蒐集家でもあったシュヴェンディに書籍を贈呈したり、またキーンツハイムに招かれて個人的に話をするほど親密であった⁽²¹⁹⁾。ヴェッカーの手紙からはシュヴェンディが痛風に苦しんでいたことが分かる⁽²²⁰⁾。ヴェッカーはヤーコプ・フライヘル・フォン・リーヒテンベルクの魔女論を序文をつけて出版しているが、この本の内容はパラケルススの魔女論に大きく依拠している⁽²²¹⁾。ところで彼らバーゼルの知識人のかなりがパラケルスス主義者でもあったことは特筆しておくべきであろう。ツヴィンガーはその代表者であり、また印刷業者ベルナの助言者でもあった。ベルナもパラケルススの著作を出版している。フランスから逃れたユグノーで錬金術師でもあったギヨーム・アラゴーズはフランス国王、ドイツ皇帝の侍医でもあり、パラケルスス信奉者とまでは言えないもののカバラとヘルメス主義に精通しているとみなされていた。パラケルススの魔女観によれば魔女とは生まれながらに上昇の星（ascendent）によっ

⁽²¹⁷⁾ 魔女裁判と国家形成については特に Johannes Dillinger, Jürgen Michael Schmidt und Dieter R. Bauer (Hrsg.), *Hexenprozess und Staatsbildung: Witch Trials and State-Building*, Bielefeld 2008.

⁽²¹⁸⁾ Greyerz, *Un moynneur solitaire*, S. 147-160; ders., Lazarus von Schwendi, S. 53-67.

⁽²¹⁹⁾ Universitätsbibliothek Basel, Frey-Gryn Mscr I 4: Bl.8, Mscr II 26: Nr.331,

⁽²²⁰⁾ Universitätsbibliothek Basel, Frey-Gryn Mscr II 4: Nr.321.

⁽²²¹⁾ Johann Jacob Wecker, *Hexen Büchlin Das ist/Ware Entdeckung vnd erklärüng aller fürnembster Artickel der Zauberey*, s.l. ca. 1575 ([http:// diglib.hab.de/drucke/122-phys-2s/start.htm](http://diglib.hab.de/drucke/122-phys-2s/start.htm)); Lucien Ehret, « Liebeszauber », dans : *Annuaire de Colmar* 1937, p. 63-90 (hier p. 87).

て支配され本人の意思とは無関係に悪行を行なう存在であり、その徴候は子供のうちから見られるという。しかし早期に発見できればそれを治療することが可能で、その意味で病気とも連続性を持っている⁽²²²⁾。こうした観念は悪霊が遍在する民衆の魔術観とも共存可能であろう。一方でシュヴェンディはパラケルスス批判の急先鋒であったトーマス・エラストゥスとも親交を結んでおり、彼は晩年のシュヴェンディの侍医になっている。エラストゥスは純粹に学問的議論のレベルだったとは言え、魔女迫害積極論者であったことは留意すべきである⁽²²³⁾。

ラザルス・フォン・シュヴェンディという存在は学識エリートと統治エリートの結節点だとも言える。彼は宗教的心性の育成に注力しており、臣民の生活の規律化を進める傾向は顕著であるものの、彼の法令には魔女を神や国家への大逆であるとするような大上段に振りかぶった宣言的言辞は見られず、実際的な生活規制に終始している。また傘下の都市の司法運用に関する介入と圧力は必ずしも魔女裁判だけに限られるものではなく、むしろ魔女裁判はより広範な自治的裁判権の侵食という彼の政策の一環であったに過ぎない。しかし彼の魔女観念そのもの、そして実際の魔女迫害との関連については現時点では不明なことが多い。彼の蔵書は散逸してしまっており、フランス語にも堪能であったシュヴェンディがボダンの著作に目を通していただろうのかも今のところ分からない。その書簡とホーエンランツベルク及びカイザーシュトゥールでの史料の発掘をさらに進める必要がある。

6. おわりに

以上、3つの帝国都市はそれぞれに独自の事情を抱え、魔女迫害の推移も性格もそれぞれ

⁽²²²⁾ Philippi Theophrasti Bombast von Hohenheim, Fragmentum libri de sagis, et earum operibus, in : ders., Neunter Theil, Der Bücher vnd Schrifften des Edlen Hochgelehrten vnd Bewehrten Philosophi vnd medici, S. 241-262 ; Peter Mario Kreuter : Paracelsus (Theophrastus Bombast von Hohenheim), in : Lexikon zur Geschichte der Hexenverfolgung, hrsg. v. Gudrun Gersmann, Katrin Moeller und Jürgen-Michael Schmidt, in : historicum.net, URL : <https://www.historicum.net/purl/45zst/> (01.09.2022) ; Vincenzo Lavenia, Paracelsus, Theophrastus Bombastus von Hohenheim (ca. 1493-1541), in : Richard M. Golden (ed.), Encyclopedia of witchcraft : the Western tradition vol. 3, Denver/Oxford/Santa Barbara 2006, pp. 882-884. またハーゲナウの医者でパラケルスス主義者であったミヒヤエル・トクシテスはパラケルススの論考を編纂してシュヴェンディに献呈している。Paracelsus (hrsg. von Michael Toxites), Trei Tractat Philippi Theophrasti Paracelsi Bombast, des berühmtesten Philosophi, und beyder Artzney Doctorn, Straßburg 1570 ; Spicker-Beck, S. 126.

⁽²²³⁾ Charles D. Gunnoe, Thomas Erastus and the Palatinate. A Renaissance Physician in the Second Reformation, Leiden 2011, pp. 339-374 ; Jürgen-Michael Schmidt, Erast, Thomas. In: Lexikon zur Geschichte der Hexenverfolgung, hrsg. v. Gudrun Gersmann, Katrin Moeller und Jürgen-Michael Schmidt, in: historicum.net, URL : https://www.historicum.net/no_cache/persistent/artikel/6102/ (10.11.2022).

れで違っている。しかしそれでも次のような共通点が見られるであろう。1 裁判では学識者の助言も仰ぐとは言え、基本的には在地の慣習と自らの日常感覚に則った素人裁判である。2 魔女裁判は悪魔学の枠組みに沿って行なわれるが、その構成要素を一律に扱うのではなく、取捨選択して適用している。中心になるのは明らかに個別的な害悪魔術である。3 住民の不満を抑え、統治の安定を保つことが都市司法官の魔女事件に対処する基本的立場であり、必要以上の深入りは避ける傾向にあった。4 民間信仰では牛乳魔術、動物の不思議な力、変身、怪異などが頻繁に登場する。5 しかし司法官は遠隔操作魔術や超常現象、動物の超自然的魔力といったものを信じていない。害悪魔術は直接的な物理的接触による。6 都市指導層は帝国の上位権力の意向に一応従いながらも、都市独自の統治利害を貫こうとした。

魔女迫害の激しさという点だけを見れば、シュヴェンディが創設した帝国小代官府ーランツベルク領ー3 帝国都市という権力構造が何か決定的な推進力ないし阻害力として働いたわけではなさそうである。都市の迫害には当事者である在地住民という要素を考えなくてはならない。彼らは被害者でありうると共に多くは加害者でもある。エリートの教説に従い、時にはこれを利用さえしながらも同化されない民衆文化とどう付き合い、どう統治していくかがエリートの課題であった。魔女裁判は言わば住民の要求に対する彼らの応答として考えられる。その応答の仕方の違いが各都市それぞれの特色となって表われている。しかし小都市のエリートはまた一般住民と隔絶された存在ではなく、ある面では彼らと感覚を共有している。これといった学識者が地元に見当たらず、常に外部の意見を仰いでいたこと、エリートの出自が主に手工業者であり、その職業的感覚を受け継いでいたと考えられ、しかも裁判官の中にさえ非識字者がいたことを総合すれば、魔女観念に関しては一般庶民と大きく違うものではなかっただろう。ただ彼らと一般庶民を決定的に分つものはエリートとしての統治の義務観念だったに違いない。何よりも彼らは忙しかったのである。刑事事件だけを取っても喧嘩での傷害、殺人、窃盗、詐欺、嬰兒殺し等々、それに瀆神や性的逸脱、家庭内暴力などの風紀条令違反が付け加わり、さらに住民同士の訴訟事件も頻繁に起こる。市場の管理、畑・山林・河川の管理、財産を巡る揉め事の処理、徴税と財務管理、外交と軍事など仕事はいくらでもある。魔女事件など次から次に処理しなければならぬそうした案件のごく一部に過ぎなかったのである。ドイツ語圏西南部では特に19 世紀に多くの刑事裁判史料が廃棄されている⁽²²⁴⁾。アルザスではそれにフランス革命の

⁽²²⁴⁾ 例えばフェルステンベルク伯領の文書館では19 世紀に建物の改築に際し、ほとんどの刑事裁判史料が廃棄されている。

混乱も付け加わる。当時の文書管理者の興味を引いたのであろうが、しばしば魔女裁判の記録だけがよく残っていることがある。後世の我々はそうした残存史料の偏在に惑わされて、魔女事件の意義を過大評価しがちである。確かに魔女事件は当時も世人の耳目を集めるセンセーショナルな出来事であった。しかし現場の裁判官は学者のようにいつまでもこの難しい問題に頭を悩ませているわけにはいかなかった。この世にどんな不思議があろうとも、日常業務を回していかなければならないし、争いごとを処理して信頼されるお上としての威厳を保たねばならない。それが統治エリートとしての責務だったのだ。事件処理の枠組みは悪魔学が提供してくれる。彼らには不思議をそれ以上理論的に説明するほどの時間も学識もなかった。彼らの関心の中心は住民の不満の核にある個別の魔術被害を解明することであり、あとは自動装置のように悪魔学の公式に従って拷問による自白を得ればよい。彼らは住民と魔術観念を共有しながらも、個別の不思議に驚き慄き、あやふやな怪しさを指弾するだけでは司法的処理ができないことを知っていたのである。

略号：

ADBR : Les Archives départementales du Bas-Rhin

ADHR : Les Archives départementales du Haut-Rhin

AMK : Les Archives municipales de la ville de Kayserberg

AMM : Les Archives municipales de la ville de Munster

AMT : Les Archives municipales de la ville de Turckheim

AMC : Les Archives municipales de la ville de Colmar

BMC : La Bibliothèque municipale de la ville de Colmar